

軍学共同の新展開  
—問題点を洗い出す—

池内 了

河村 豊

遠藤基郎

豊島耕一

西川純子

赤井純治

## 目次

まえがき	1
序 章 軍学共同に反対する 一軍に奉仕する科学者になるなかれ 池内 了（名古屋大学名誉教授）	3
第2章 広まる軍学共同とその背後にあるもの 一安全保障技術研究推進制度と 第5期科学技術基本計画 河村 豊（東京工業高等専門学校教授）	7
第2章 軍学共同を阻むために 一東大職組の取り組みを中心に 遠藤基郎（東京大学准教授）	19
第3章 科学の軍事利用と科学者の抵抗 一歴史と運動に学ぶために 豊島耕一（佐賀大学名誉教授）	30
第4章 軍産複合体と軍事技術開発 西川純子（獨協大学名誉教授）	40
終 章 軍学共同反対の闘い方 一新潟大や海外事例から 赤井純治（新潟大学名誉教授）	51

## まえがき

『日本の科学者』2016年7月号に企画され特集「軍学共同の新展開—問題点を洗い出す」をここにeマガジン No.19として公開することにした。この特集の4論文を第1章～第4章に配置し、池内了氏の「巻頭言」を序章、赤井純治氏の「談話室」を終章として一つの冊子とした。

日本国民は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し」、戦力を保持せず、国の交戦権を認めない憲法を持つ、世界でもきわめて特殊で例外的な国民である。

戦後70年にわたって、私たち日本国民が、国家行為として他国民を誰一人殺さず、また、誰一人殺されることもなかったのは、この憲法のお陰である。このことは、ベトナム戦争において約5000人の戦死者をだした韓国と対比すれば明らかであろう。

学問の分野においても、戦後発足した日本学術会議は、第6回総会（1950年）において、「戦争を目的とする科学研究には絶対従わない決意の表明(声明)」を出した。そして、第49回総会（1967年）の「軍事目的のための科学研究を行わない声明」において、科学者の意図にかかわらず、研究成果が戦争に活用される危険性があることを各科学者が用心するよう要請している。

平和憲法は、日本軍国主義が起こした侵略戦争により、2000万人を超える犠牲者を出した、20世紀のアジアにおける最大の惨禍を深く反省するなかから生まれた。また、日本学術会議の声明も、戦時中、科学者が戦争に協力したことを深く反省して出されたものである。

しかし、安倍政権による武器輸出三原則の見直しや安保法制の強行採決の動きと呼応して、軍学共同の動きが急である。2015年度に3億円で開始された防衛省の安全保障技術研究制度は2016年度には倍増される。日本学術会議会長である大西隆氏の「個別的自衛権の目的にかなう基礎的研究は許容されるべきではないか」との発言は、明らかに前述の声明の立場とは異なる。日本学術会議は「安全保障と学術の検討委員会」を設置して、2017年9月までに軍事研究に関する見解をまとめるという。

21世紀の進むべき道は、戦争の否定であるべきだ。軍学共同の動きを止めることを意図して本特集を企画した。

池内了氏は、「防衛にも応用可能な民生技術の積極的活用に努める」として安倍政権のもとで軍学共同が具体的に進行しつつあるなかで、軍学共同が大学の自治や学問の自由を奪うことを指摘し、軍学共同を思いとどまらせるためには、研究者個人の倫理意識だけでなく研究機関の倫理宣言（行動規範）が必要であると訴える。

河村豊氏は、2015年度に始まった防衛省の安全保障技術研究制度をレビューしたうえで問題点を指摘し、さらに「第5期科学技術基本計画」として新たな形で軍学共同が実施されている動きを報告している。

遠藤基郎氏は、軍学共同禁止の原則・慣行を保持してきた東京大学において、2014年以来、その原則が揺らぐ事態の発生に際して東京大学教職員組合による軍事研究禁止の取り組みを詳細に報告している。この報告によれば、「東大が軍事研究解禁」という産経新聞の報道はミスリードであることが明らかである。

豊島耕一氏は、米国の大学における軍学共同の実態と歴史を報告し、軍学共同に反対・抵抗していくには、軍学共同反対の宣言や不参加のみならず「組織上の不服従」、「非暴力直接行動」などさまざまな方法があることを論じている。さらに、大学における科学技術倫理教育の重要性を指摘している。

西川純子氏は、国防高等研究計画局（DARPA）の主導による米国における軍産複合体の成り立ちとその歴史を報告している。同氏は、平和憲法を持つ日本には、米国とは異なる道が可能であり、科学者が市民とともに軍学共同「ノー」を突き付けるほかないと指摘している。

また、赤井純治氏は、「軍事への寄与を目的とする研究を行わない」との研究委員会決定（2015年10月）をした新潟大学の先進例とその前史を記述され、さらにアメリカ、イギリス、ドイツにおける軍学共同の現状やそれに対する闘い（ドイツのCivil Clauses運動など）を紹介している。

e マガジン編集委員会

## 序 章 軍学共同に反対する

—軍に奉仕する科学者になるなかれ

池内 了

## 1 「平和主義」をめぐって

本年（2016年）は、国民主権・平和主義・基本的人権の尊重を3本柱とする日本国憲法が公布されて70年目である。この間の日本の歴史は、戦争放棄・戦力不保持を掲げた憲法第9条第2項を守る勢力とその改変を目指す保守勢力との相克の歴史であったと言えるかもしれない。

その最初は、1950年の警察予備隊、52年の保安隊、そして54年の自衛隊の発足で、結局戦力の不保持が自衛のための「専守防衛論」に取って代わられたことであろう。いったん武装を開始すると自己運動的に戦力は増強され、91年には国連の平和維持軍への参加を口実としてついに自衛隊の海外派遣が行われた。ところがこれは「非侵略」であり、平和主義と矛盾しないとされたのであった。

やがて、2008年の「宇宙基本法」の制定、12年の「原子力基本法」の改定において、「安全保障に資する」という条項が法律に明記され、宇宙や原子力を動員してまで国の軍事力を増強するのが当然とされるようになった。14年の集団的自衛権の行使容認、15年の安全保障関連法の成立は、「積極的平和主義」のためであるという。憲法の当初の精神からなんと遠く離れたことであろうか。

このような国家の軍事化過程において、最後に残ったのは「学」セクターであった。戦前や戦時中、日本の学术界は国家や軍に従属し、戦争に動員されてきた。その過去を反省して、1950年に日本学術会議第6回総会において「戦争を目的とする科学の研究には絶対に従わない」との決議を挙げた。学問は世界の平和と人々の福利のためになされるべきもので、これに真っ向から矛盾する軍とのつながりを一切持たないことを誓ったのだ（67年に再度声明が出された）。

この誓いは曲がりなりにも維持され、公的には大学や研究機関に属する科学者が軍事研究に手を染めること無くやってきた。この状況は、科学者が軍事研究を行うことが当然とされている世界の現状から見ても、実に稀有なことであった。

## 2 科学者の軍事協力

しかし、安倍政権になった2013年12月、「大学や研究機関との連携充実により、防衛にも応用可能な民生技術（デュアルユース技術）の積極的活用」に努め

る」と閣議決定された。「デュアルユース」という口当たりのよい言葉に粉飾して軍学共同を推進することが宣言されたのである。これが契機となって今、軍学共同が具体的に進行しつつある。

昔から、科学者はその特異な能力と豊富な科学知識によって戦争に協力することを当然としてきた。たとえば、ラザフォードは 1915 年に愛弟子のモーズリーが第一次世界大戦で戦死したことを悼んで書いた弔辞において、科学者が戦争に協力することを当然とし、軍は科学者を特別扱いすべきとの意見を述べている。

ナチス時代、ヒトラーが「科学を戦争に利用」しようとしたことに対し、ハイゼンベルグは「戦争を科学に利用」することを考えたと言われる。戦争がもたらす悲惨な犠牲は一切考えず、科学の発展のみが彼の脳裡を占めており、戦争遂行のための軍事研究が科学を進展させるとの信念を持っていたのだ。ドイツの科学者の多くもそのように考え、ナチスに協力した責任を自覚することがなかった。

日本においても、1949 年の日本学術会議の創設総会の声明において、「これまでわが国の科学者がとりきたった態度について強く反省し」との文言に関して、「国家が戦争をはじめた以上、国民である科学者が、これに協力するのは当然のことであり、(中略) 過去のことを云々するのは却ってよくない」という反対の弁が述べられたという。どこの国でも科学者は、軍事協力について反省しないものらしい。現在においても、軍学共同が進展し得る素地を感じてしまう。

### 3 軍学共同がもたらすもの

軍学共同が大々的に行われるようになると一番に心配されることは、市民の科学への信頼が失われていくことだろう。陰で軍事研究を行っている科学者が信用されるだろうか。

また、大学が軍産学連携の場となり、秘密の軍事研究が行われるようになると、大学の自治や学問の自由が失われていくことは明らかである。大学が軍国主義化する国家の牽引をすることになるのだ。そして何より、次世代を担う学生たちが戦争に協力することを当然とするようになり、「誰のための、何のための科学であるのか」について、何らの感懐を持たぬ科学者として育っていくことになる。人間性を失ったロボット科学者ばかりが輩出するのである。私はそのような事態を最も恐れている。

#### 4 再び過ちを繰り返さないために

軍学共同を思い止どませるのは、研究者個人の倫理意識とともに、研究者が属する研究機関として倫理宣言（行動規範）を表明するという双方が必要ではないかと思う。

個人の倫理だけでは自己本位になることもあるだろうが、集団としての倫理を問えばより広い視点からの科学者の責任を考えることになるからだ。

研究費の不足を理由に軍事研究に手を出したいという研究者が出ている現実がある。そのような苦境を互いに率直に話し合うのも重要なことではないだろうか。

いずれにしろ重要なのは、自らの研究だけでなく、市民から負託されている研究者への役割を自覚し、世界の平和のために貢献する科学者としての矜持である。それこそが真に科学を活かすことになるのではないだろうか。

# 第1章 広まる軍学共同とその背後にあるもの

## —安全保障技術研究推進制度と第5期科学技術 基本計画

河村 豊

### 【要旨】

すでに動き出した「安全保障技術研究推進制度」に加え、2016年度には第5期科学技術基本計画の「安全保障の確保に資する技術の研究開発」もスタートする。こうした取り組みの実態は、「デュアルユース」という曖昧なものではなく、軍事技術開発を目指した「目的基礎研究」であり、公開の制限や進捗管理などの仕組みを伴う「軍学共同」である。この「軍学共同」の特徴を明らかにしたい。

### 【キーワード】

安全保障技術研究推進制度 (Research Promotion System of Military Security Technology), 軍事研究 (military research), 軍学共同 (military academic collaborations), 目的基礎研究 (goal-oriented basic research), ImPACT (革新的研究開発推進プログラム), 安全保障の確保に資する技術 (Technology that will contribute to ensure security)

## はじめに

2015年度に3億円の規模で始まった防衛省の安全保障技術研究推進制度は、「軍学共同」の広まりを象徴するできごとであった<sup>1)</sup>。

2016年度には、この制度の予算が倍増されるだけでなく、新たに「安全保障の確保に資する技術の研究開発」が明記された第5期科学技術基本計画もスタートする。

こうした「軍学共同」が、研究・教育機関組織による適切な方針やサポートがないなかで、申請する研究者の個人的な判断に委ねられ、動き出している。

しかも申請者は「軍学共同」が持つ問題点を十分に意識することなく、「軍事研究」要員として取り込まれつつある。

本稿では、まず、初年度の安全保障技術研究推進制度の募集活動を振り返りながら、この制度の目的や契約内容について検討したい。

さらに、第5期科学技術基本計画に加えられた、「安全保障の確保に資する技術」を取り上げ、新たな形で「軍学共同」が始まろうとしていること、また、「軍学共同」を進めようとする防衛産業界の意図についても触れてみたい。

## 1 初年度の募集活動を振り返る

2015年度の安全保障技術研究推進制度は、2015年7月8日に公募開始、8月12日に公募締め切り、ヒアリングを経て、9月25日に採択課題が公表された。

### (1) 公募テーマは防衛装備の「研究」

防衛省側は、今回、28種類の研究テーマを公募要領に提示した(表1)<sup>2)</sup>。この研究テーマの目的は、防衛省にとっての将来の「防衛装備品」、つまり、兵器開発をめざした「目的基礎研究」として選ばれていることを、以下に示したい。

第一に、この制度は、他の研究助成とは異なり、委託契約方式によって防衛装備品開発を目指すもので、外部の研究機関に基礎研究を委託することが目的である点だ。

2014年6月に防衛省が作成した『防衛生産・技術基盤戦略』には、「防衛装備品への適用面から着目される大学、独立行政法人の研究機関や企業等における独創的な研究を発掘し、将来有望である芽出し研究を育成するため、その成果を将来活用することを目指」すと、防衛省側の狙いを説明してある<sup>3)</sup>。

表 1 平成 27 年度に公募された研究テーマ 28 件の技術的解決方法（研究課題）

1. メタマテリアル技術による音響反射の制御
2. メタマテリアル技術による電波・光波の反射低減及び制御
3. 広帯域かつ高機能な光学部品
4. 赤外線放射率を低減する素材
5. レーザシステム用光源の高性能化
6. 新しい超高速有線伝送路
7. 高周波回路の飛躍的な性能向上
8. 昆虫あるいは小鳥サイズの小型飛行体実現に資する基礎技術
9. 空中衝撃波の可視化
10. 船舶や水中移動体の高速化のための飛躍的な流体抵抗低減
11. 複合材料接着部の信頼性向上
12. 航空機エンジン用発電機の効率を飛躍的に向上させるための基礎技術
13. マッハ 5 以上の極超音速飛行が可能なエンジン実現に資する基礎技術
14. 複雑系の科学を活用したシステム・オブ・システムズにおける新たな概念の創発
15. ビッグデータ活用による安全保障分野の問題解決
16. 画像からの対象物体の抽出
17. 人間により近い目的指向型の画像環境認識
18. 水中・陸上両用の周辺環境認識
19. 海中におけるエネルギーの効率的伝送
20. 水中移動体との効率的かつ安定的な通信実現に資する基礎技術
21. 移動体間の無線通信・ネットワークの飛躍的な性能向上
22. 複数の無人車両等の運用制御
23. 革新的な手法を用いたサイバー攻撃対処
24. 合成開口レーダの飛躍的な高性能化
25. 微生物及び化学物質の離隔検知識別
26. ナノファイバーによる素材の高機能化
27. 野外における自立したエネルギー創製を可能とする基礎技術
28. 革新的な方式による水中電界の検出

つまり、この制度で生まれる「独創的な研究」や「芽出し研究」は、「防衛装備品」開発を目的としていると、防衛省が明言している。この制度での研究が

「非軍事」目的にあると判断することは、間違っていることになる。

第二に、今回の研究課題には、防衛省が開発を意図している具体的な「防衛装備品」との間に、関連性を見ることができる点である。たとえば、2011年5月に防衛省経理装備局技術計画官が作成した資料『技本の研究開発の現状と軍事技術の方向性』の中には、今後、開発が期待されている

「防衛装備品」のリストが示されている<sup>4)</sup>。表2は、「将来の戦闘様相において敵に優越する装備を生み出すため、技術研究本部（現在は防衛装備庁に統合）が独自に実施する技術研究の中長期的な取り組みの方向性を明らかにする」として示された「防衛装備品」の構想例である。括弧内は引用者の補足。

さらに表3は、「情報通信技術の進歩による Network Centric Warfare (NCW, ネットワーク中心の戦争) への移行」を想定した、「無人機や偵察衛星等の多様なセンサーからの情報をネットワークで結合」する「防衛装備品」の事例である。

表2 軍事技術の方向性1として示された「中長期技術見積りを踏まえた運用構想例」

個人装備システム技術（さまざまな脅威からの隊員防護、火力システムの情報化・高機能化、戦場情報の検知・リアルタイム把握）
NBC防護・検知・除染技術（NBC兵器からの防護、迅速な検知・識別、地域・隊員の安全な除染）
地上ロボット技術（複数のロボット群にてシステム運用可能なロボットシステム）
誘導弾要素技術（超小型化・地形-位置データ整合、光波マイクロ・セミアクティブミリ波・パッシブ電波シーカー・高能力推進装置・高安全推進薬）
ネットワーク技術（ソフトウェア無線機・広帯域高出力デバイス・高抗堪性大容量野外デジタル通信ネットワークシステム）

表3 軍事技術の方向性2として示された装備

無人機、ロボット、航空機（ステルス化、高運動性）、陸上車輜（対IED）、防空システムの能力向上、センサー性能の向上（電波・光波複合センサシステムの研究）
--

表2および表3に示された「防衛装備品」と28の課題とを比較すると、個人装備システム技術や、無人機、高運動性の航空機、防空システムの能力向上、センサー性能の向上などの装備品開発と、表1の課題のいくつかには関連性が見える。

以上のように、制度の狙いや課題の比較から、安全保障技術研究推進制度で示された研究課題は、「防衛装備品」開発のための「目的基礎研究」となっていると判断できる。

## (2) 公募要領にある「配慮」と「縛り」

別の特徴として、今回の公募要領には、応募者への「配慮」と「縛り」が準備されている点がある。

まず、応募する研究者への「配慮」と見られる説明が、『平成 27 年度安全保障技術研究推進制度公募要領』の「制度の趣旨」に示されている<sup>5)</sup>。

たとえば、「依頼する研究内容は、防衛装備品そのものの研究開発ではなく」、また「研究成果が広く民生分野で活用されることも期待します」という文言である。非軍事の印象が持てるような「配慮」といえる。

また研究の公開についても「研究対象が基礎技術であるため、(中略)本制度では成果の公開を原則として」と書かれている。この点も、研究発表に制限が加えられるのではないかという不安に「配慮」した文言である。

しかし、これらの「配慮」を否定するような「縛り」もかけられている。たとえば、「研究の結果、良好な成果が得られたものについて、防衛省において引き続き研究を行い、将来の装備品に繋げていくことを想定しております」と防衛装備品、すなわち軍事技術に利用することを明言しているからだ。

さらに「研究の公開」についても、「研究成果の外部への公開にあたっては、特に知的財産の取得計画に留意いただくようお願いいたします。委託先が成果を外部に公開する際、防衛省より、知財の取得等の観点で意見することがあります」とある。

防衛機密を理由に公開を制限するのではなく、知財を理由に公開を制限できるように「縛り」がかけられていることになる。

さらに防衛省との人脈作りに関わる、別の「縛り」も二つ準備されている。第一は「継続的な協力」の義務である。

「本制度による研究実施者には、研究期間中あるいは終了後に、防衛省で実施するシンポジウム等において、研究成果を発表して頂く場合があります。(中略)これらへの対応については、採択に当たっての条件であることをご理解願います」と、契約の「条件」である点を強調している。採択されて、契約を結んだ研究者は、契約終了後も、継続的な「協力」が義務づけられることになる。

第二は防衛省の職員による研究の「進捗管理」である。

「研究課題の進捗管理等は、本制度の運用全体を統括する者として技術研究本部の幹部職員から指名されるプログラムディレクター（PD）の指示の元、プログラムオフィサー（PO）が中心となって行います」。つまり、少なくとも研究期間中は、大学や研究機関等の研究現場に、防衛省の職員が出入りして、進捗管理が行われることが「条件」となっている。「継続への協力」と重なると、防衛省の職員がその後も研究室に出入りできることになる。

このように、「公募要領」には、軍事技術とは関係がなく、研究成果の公開も自由で、他の競争的資金と同等であるように説明されているが、運用面をみると、研究の進捗管理、成果の公開制限、継続への協力などの仕組みが整えられている。その理由は、この制度の狙いが、軍事技術開発のための研究推進や大学との人脈作りにある、とみることができる。

### （3）採択された研究者の声

第1回目の応募総数は、大学等が58件、公的研究機関が22件、企業等が29件の合計109件であったと、2015年9月25日公表された<sup>6)</sup>。

また、採択された研究機関は、大学等が4校：神奈川工科大学（研究テーマの番号11）、東京電機大学（同24）、豊橋技術科学大学（同26）、東京工業大学（同27）、公的研究機関が3カ所：理化学研究所（同2）、宇宙航空開発機構（同13）、海洋研究開発機構（同20）、企業等が2カ所：富士通株式会社（同7）、パナソニック株式会社（同19）の合計九つの研究機関によるテーマであった<sup>7)</sup>。

採択された研究者がどのような理由で応募したかという個人的なコメントが、新聞社や放送局などによって取材され、公表されている。ここでは大学所属の3人の研究者のコメントから、その特徴を見ておきたい。なお、この論考において、採択された研究者や彼らのコメントを批判する意図はない。

まず、豊橋技術科学大学の加藤亮助教の場合、「防衛省というと、軍事研究という（イメージ）はある。応募するにあたって『はいそうですか』とすぐに（判断）はなかった」と述べたうえで、「研究の成果は原則公開され、幅広く活用できると募集要項に記されていたから」と判断し、応募に踏み切ったという<sup>8)</sup>。

また、東京電機大学の島田正信教授の場合は、無人機で人間や溶岩流など低速で動く物体を捕捉する、合成開口レーダ技術の研究を提案した。「この研究を

無人攻撃機に応用するには、数百億円以上の予算が必要で事実上不可能」だと判断し、応募したという。また「研究費を調達しなければ研究が続けられず、やり好みできる状況じゃない」とも述べている<sup>9)</sup>。

神奈川大学の長尾陽典教授の場合は、「複合材の研究は汎用性があるし、防衛省の研究委託制度は成果が公開できる。従来の科学研究費と異なるところが無いと考えた」という。一方で、「研究成果が非公開なら応募しなかったと明言したと紹介されている<sup>10)</sup>。

以上のコメントにはいくつかの共通する部分がある。まず、非軍事で、成果の公開は認められていると、判断している点である。また研究費不足に悩み、防衛省のこの制度を、他の競争的な研究費と同様に捉えている点も共通する。一方で、公募条件には何らかの「縛り」があることに不安を感じるが、拒否する論理を見つけることができず、研究費獲得を優先した、という姿が見える。

ただし、これからも彼らと同じような判断を下すことには問題がある。なぜなら、これまで述べたように、防衛省の目的が、軍事技術開発にある以上、この制度から軍事研究という性格を取り除くことはできないからだ。

非軍事や公開自由などについての「配慮」は、軍事研究に「アレルギー」を持っている研究者を取り込むための巧妙な工夫である、と認識したうえで、研究者個人だけでなく、所属する学協会や組織での慎重な議論が必要である。

## 2 「軍学共同」の新たな動きとその背景

### (1) 国防方針と第5期科学技術基本計画

次に、安全保障技術研究推進制度とは別に、第5期科学技術基本計画において、新たな形で「軍学共同」が実施される動きを、見ておきたい。

2016年1月19日、第15回総合科学技術・イノベーション会議で、「第5期科学技術基本計画（案）」が原案どおり可決された。この基本計画には、これまでになかった「安全保障の確保に資する技術の研究開発を行う」という取り組みが、次のように付け加えられている<sup>11)</sup>。

「国家安全保障戦略を踏まえ、国家安全保障上の諸課題に対し、関係府省・産学官連携の下、適切な国際的連携体制の構築も含め必要な技術の研究開発を推進する。その際、海洋、宇宙空間、サイバー空間に関するリスクへの対応、国際テロ・災害対策等技術が貢献し得る分野を含む、我が国の安全保障の確保に資する技術の研究開発を行う」。

ここに登場した「安全保障の確保に資する技術」は、半年ほど前に同じ総合科学技術・イノベーション会議が示した「諮問第 6 号『科学技術イノベーション総合戦略 2015 について』に対する答申（案）」には書かれていない<sup>1 2)</sup>。「安全保障」に関わらせた技術開発の方針を明確な表現で、「科学技術基本計画(案)」作成の最終段階で加えたことになる。こうした動きの背景には何があるのだろうか。

第一は、「国防の基本方針」に「科学技術・イノベーション政策」を従わせようとする現政権の国防重視の政策が背景にあると思われる点である。安倍政権の発足後、2013 年 12 月に閣議決定された『国家安全保障戦略について』の中に、「産学官の力を結集させて、安全保障分野においても有効に活用するように努めていく」と示され、安全保障分野と産学官との関係強化をこの時期にすでに打ち出している<sup>1 3)</sup>。

また、この閣議決定は、「国防の基本方針について」（昭和 32 年 5 月 20 日国防会議及び閣議決定）に代わるものであることから、現政権が安全保障政策重視、国防重視の方針をもって、条件が整った段階で科学技術政策に反映させる予定を立てていたと推測することができる。反映させる条件となった一つが、「諮問第 6 号に対する答申（案）」公表後に示された、防衛省の「安全保障技術研究推進制度」の募集であるかもしれない。「安全保障の確保に資する技術」という表現が、防衛省が用いた「安全保障技術」とあまりにも似ているからだ。

第二は、「国防重視」と「府省連携体制強化」の政府方針を受け、各府省がそれぞれに政策を立てた結果という点である。たとえば、文部科学省や経済産業省などは、科学技術政策を通して、「国家安全保障戦略」に関与し、その関連の政府予算を取り込むことができる。さらに防衛省においては、これまでの「科学技術基本計画」にはほとんど関与してこなかったが、新たに主管庁の一つとなり、国の科学技術・イノベーション政策の中に直接的に関与できるようになる点である。現時点では、「安全保障の確保に資する技術の研究開発」を各府省がどのように実施するかなど、具体的なプロジェクトについては公表されていない。ただし、前述の諮問 6 号への答申（案）での次のような説明から、ImPACT（革新的研究開発推進プログラム）が、該当する研究プロジェクトにもっとも該当する可能性がある。

「第 2 次安倍内閣が発足し、科学技術イノベーション政策は大きく変化した。科学技術基本計画が示す大きな方向性の下、科学技術イノベーショ

ン総合戦略を策定し、この戦略の下、政策全体の体系化、政策の重点化、効果的・効率的な運営等を進めてきた。その一環として、総合科学技術会議を総合科学技術・イノベーション会議へと改組、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）や革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）といった「国家重点プログラム」の創設、イノベーション・ナショナルシステムの改革に向けた、新たな研究開発法人制度の創設、大学と研究資金の一体改革の検討など、府省の壁を越えて我が国全体での科学技術イノベーションへの取組を強化してきた<sup>14)</sup>

こうした科学技術・イノベーション政策と国防重視の政策とが結びついた研究プロジェクトの一つが、「国家重点プログラム」である ImPACT につながっているのではないかと。ImPACT が、今後、軍事研究につながる動きを持たないように、注視していく必要がある。

## (2) 「軍学共同」を推進する背景

ではなぜ、政府が「軍学共同」の動きをこのように急速に進めようとしているのだろうか。この点を、日本経済団体連合会（経団連）が発表している防衛政策への提言を通して見ておきたい。

経団連が 2015 年 9 月に発表した『防衛産業政策の実行に向けた提言』では、「軍学共同」を進めるべきであると、次のように説明している<sup>15)</sup>。

「防衛省が関係省庁と連携した研究開発プログラムも重要である。来年 3 月に策定される第 5 期科学技術基本計画の検討においてもデュアルユース（軍事・民生両用）の重要性が指摘されており、政府の科学技術政策において、デュアルユース技術の開発を推進すべきである」。ここでは、文部科学省などの関係省庁が防衛省と連携することで、「軍事・民生両用」開発を科学技術政策に加えることを要望している。

さらに、「基礎研究の中核となる大学との連携を強化すべきである。その際、大学には、情報管理に留意しつつ、安全保障に貢献する研究開発に積極的に取り組むことが求められる」と述べ、「軍事・民生両用」の技術開発、すなわち「軍学共同」を積極的に推進するように、大学側にも要望している。

安全保障技術研究推進制度や科学技術基本計画の「安全保障の確保に資する技術」など、こうした「軍学共同」が広まろうとしている背後には、経団連など、防衛産業界の声が反映されていると推測できる。経団連のこの提言の続き

には、「こうした観点から総合科学技術・イノベーション会議との連携を図り、革新的かつ非連続的な技術開発を行う ImPACT を拡充・強化するなどの取組みを進めるべきである」と説明している。

つまり、前項で紹介した「革新的研究開発推進プログラム (ImPACT)」は、経団連の「防衛産業政策」のために「拡充・強化する」べき具体的なプロジェクトであると、政府に注文をつけていることも確認できる。

では、防衛産業界が「軍事・民生両用」開発や「軍学共同」の拡大を早急に進めようとする理由はどこにあるのだろうか。

大宮英明（経団連副会長，防衛生産委員長，三菱重工業社長）は，2012年8月に行われた座談会で，次のように説明している。「各国とも，防衛予算の拡大が望めないなかで防衛産業基盤の維持の重要性を認識しており，（中略）武器輸出を重要な基盤維持の手段として位置付け，国をあげて武器輸出拡大に取り組んで」いる。

つまり，武器輸出拡大によって防衛産業基盤が維持されるという点を説明している。そして，「今年4月に日英両国首相による共同声明において装備品の国際共同開発・生産を進めることが発表され」た，と続く<sup>16)</sup>。

こうした説明から見えてくることは，日本が防衛産業基盤を維持するには，他国と同様に，武器輸出を拡大する必要があるという，経団連の判断である。

つまり，武器輸出拡大のためには，武器輸出三原則の見直しに加え，日本の防衛装備品の競争力強化が必要で，大学と連携したうえで，民生技術の研究開発を取り入れるべきだ，と政府に要望していたことになる。

### 3 まとめにかえて

これまで見たように，「安全保障技術研究推進制度」や「安全保障の確保に資する技術」の研究開発の取り組みは，「軍事技術開発」や「新兵器開発」との表現が用いられていないが，その本質は軍事研究であると判断せざるを得ないだろう。

また，現在の軍事研究は，「ネットワーク中心の戦争」のように情報ネットワークを加えた軍事技術体系の構築が目標にあるため，両用技術や防衛用技術と，殺傷を伴う攻撃用軍事技術とを明確に区別することはできない。

このような軍事研究の実態を踏まえ，十分な議論，対策をとることで，こうした「軍学共同」に対応することが必要なことではないか。安易な受け入れは，

軍事研究に起因する，公開の制限，進捗管理，継続的な協力などの新たな問題を教育機関，研究機関が抱え込むことになる。

一方で，「軍学共同」に反対しないように，さまざまな工夫がされている点も見えてきた。初年度の「安全保障技術研究推進制度」は 20 億円の予算請求に対して 3 億円からスタートし，2 年目に 6 億円が認められた。小さくスタートしている。

また，研究者の多くが軍事研究を忌避したい気持ちを和らげるため，痛みを感じないように「配慮」を加えてスタートしている。

この論考では，これらの「工夫」の全体像を捉えきれていないかもしれない。著者の専門は「戦時科学史」であるが，こうした歴史的な考察も利用しながら，「軍学共同」の動きに対して，早急な検討と，それに向けた対策が必要である。

## 注および文献

(URL の最終閲覧日：2016 年 3 月 20 日)

- 1) 河村豊「軍事研究を拡大させる『軍学共同』の新たな動き—最近 15 年間の動向から考える」『日本の科学者』50 (11) 45-50 (2015)。
- 2) 平成 27 年度安全保障技術研究推進制度公募要領「【別紙 3】平成 27 年度募集に係る研究テーマについて」。  
[http://www.mod.go.jp/trdi/funding/h27koubo\\_bessi3.pdf](http://www.mod.go.jp/trdi/funding/h27koubo_bessi3.pdf)
- 3) 「(2) 研究開発に関わる施策，⑤防衛用として将来有望な先進的な研究に関するファンディング」防衛省「防衛生産・技術基盤戦略～防衛力と積極的平和主義を支える基盤の強化に向けて～」2014 年 6 月，p.13。  
<http://www.mod.go.jp/atla/soubiseisaku/soubiseisakuseisan /2606honbun.pdf>
- 4) 防衛省経理装備局技術計画官「技本の研究開発の現状と軍事技術の方向性」平成 23 年 5 月 p.11 より作成。  
<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/seisan /sonota/pdf/05/005.pdf>
- 5) 防衛省技術研究本部「平成 27 年度安全保障技術研究推進制度公募要領」平成 27 年 7 月。p.14。  
[http://www.mod.go.jp/trdi/funding/h27koubo\\_honsatsu.pdf](http://www.mod.go.jp/trdi/funding/h27koubo_honsatsu.pdf)
- 6) 防衛省「安全保障技術研究推進制度の平成 27 年度採択研究課題について」平成 27 年 9 月 25 日。  
<http://www.mod.go.jp/j/press/news/2015/09/25b.html>

- 7) 「平成 27 年度採択研究課題 採択研究課題数 9 件・別紙第 1 「平成 27 年度採択研究課題【9 課題】」  
[http://www.mod.go.jp/j/press/news/2015/09/25b\\_1.pdf](http://www.mod.go.jp/j/press/news/2015/09/25b_1.pdf)
- 8) 「防衛省 “新制度” 大学の対応は」NHK 総合「おはよう日本」, 2016 年 2 月 3 日 (水) 放送.
- 9) 「変質する『平和』戦後 71 年・防衛産業 研究費不足 学者に甘言」『東京新聞』2016 年 2 月 9 日.
- 10) 「軍事依存経済溶け込む軍産学②」『しんぶん赤旗』2015 年 11 月 20 日.
- 11) 「第 5 期科学技術基本計画」閣議決定. 平成 28 年 1 月 22 日, p.21.  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>
- 12) 「諮問第 6 号「科学技術イノベーション総合戦略 2015 について」に対する答申(案)」総合科学技術・イノベーション会議, 平成 27 年 6 月 18 日.  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/siryu/haihui010/siryu2-2.pdf>
- 13) 「国家安全保障戦略について」国家安全保障会議決定 (閣議決定), 平成 25 年 12 月 17 日, p.17.  
[http://www.cn.emb-japan.go.jp/fpolicy\\_j/nss\\_j.pdf](http://www.cn.emb-japan.go.jp/fpolicy_j/nss_j.pdf)
- 14) 前掲注 12) p. 2.
- 15) 一般社団法人日本経済団体連合会「防衛産業政策の実行に向けた提言」2015 年 9 月 15 日.  
[https://www.keidanren.or.jp/policy/2015/080\\_honbun.pdf](https://www.keidanren.or.jp/policy/2015/080_honbun.pdf)
- 16) 「座談会 防衛産業の生産・技術基盤の維持・強化に向けて」『月刊経団連』2012 年 8 月 20 日, p.20.  
[https://www.keidanren.or.jp/journal/monthly/201208\\_zadankai.pdf](https://www.keidanren.or.jp/journal/monthly/201208_zadankai.pdf)

## 第2章 軍学共同を阻むために

### —東大職組の取り組みを中心に

遠藤基郎

#### 【要旨】

東京大学は、戦後は軍学共同禁止・軍事研究禁止の原則を宗としてきた。しかし、2014・2015年に、その原則が揺らぐ事態が発生した。東京大学教職員組合による軍事研究禁止の取り組みに関わった立場から、直近の経緯、歴史、現状などについて紹介する。

#### 【キーワード】

軍事研究 (military research), 東京大学教職員組合 (University of Tokyo Faculty and Staff Union), 南原繁 (NANBARA Shigeru)

## はじめに

アジア・太平洋戦争の惨禍を踏まえ、戦後東京大学は、軍学共同の禁止、すなわち軍事研究や軍事協力禁止の原則・慣行を保持してきた。

しかし、解釈改憲による軍事力の拡大と大企業中心の経済成長政策を推進する第2次安倍内閣の動きは、この原則・慣行を大きく揺さぶっている。

東京大学教職員組合（旧称「東京大学職員組合」を2015年7月に改称、以下「東職」と略す）は、そうした動きに反対する取り組みを2014年夏以来行ってきた。

まことにささやかな取り組みではあるが、昨年度執行委員会委員長として、私はこれに関わったものである。大学における軍事研究の流れを押しとどめるための取り組みの一つとして、ここに紹介したい。

同時に、東職が取り組むにいたった歴史的背景、あるいは、この間、感じたこと、考えたこともご披露したい。なお、この問題については別に論じる機会があり、重複する部分も少なくないことをあらかじめお断りする<sup>1)</sup>。

## 1 発端

### (1) 『産経新聞』による「攻撃」

戦後、東京大学は軍学共同禁止の方針を維持してきた。後述のように1980年代までは組合が、それをチェックする積極的な役割を担ったものの、近年は特段の取り組みはしていないというのが現状であった。

事態が大きく転換するのは、2014年からである。発端は、『産経新聞』による東大の軍事研究禁止を攻撃する一連の記事であった。

第一弾は、2014年5月1日の「ロボット開発にも東大独自ルールの壁『頭脳流出』問われる姿勢」<sup>2)</sup>である。2012年、情報理工系研究科のグループが、米国国防総省国防高等研究計画局（DARPA）主催のロボットコンテストに参加を希望した。しかし、全学の原則に基づく「一切の例外なく、軍事研究を禁止する」という同研究科の科学研究ガイドライン（2011年3月作成）に抵触するため、大学を離れベンチャー企業を立ち上げて、コンテストに参加した（その後グーグルに買収される）。

記事はこれを、「学問の自由を制限」するものだという、歪んだ論をもって非難。さらに「優秀な人材の海外流出」であるとして、一種の「ネガティブキャン

ペーン」を展開した。

第二弾は、5月15日の「東大の軍事研究禁止，職員労組と秘密合意昭和44年，産学協同にも『資本への奉仕は否定』<sup>3)</sup>」とのコラム記事。後述する1969年3月の当局と東職の確認書（以下「1969年確認書」）を，あたかも密約であるかのような書きぶりで伝える。

さらに第三弾，7月9日の記事「東大が防衛省に協力拒否輸送機不具合究明『軍事研究』と」<sup>4)</sup>では，「個人の立場」で同省の要請にこたえた教授の事例をもって，東大の原則の空文化をあげつらう内容となっている。

## (2) 「攻撃」の背景

こうした『産経新聞』の論調が，現政権のお先棒担ぎであることは明らかである。安全保障と経済政策の柱に軍事技術開発を据える第2次安倍内閣は，2013年12月，閣議決定「国家安全戦略」において，「科学技術に関する動向を平素から把握し，産学官の力を結集させ，安全保障分野においても有効活用に努める」として，大学にも軍事的役割を求めるようになった。

2014年4月には，防衛省に大学との共同研究の専門部署が設置され，そして軍事技術移転・武器輸出の原則解禁となった。大学発の成果をもって軍需産業を潤そうとする動きは明らかであった。

同14年5月からの『産経新聞』の「攻撃」は，以上の背景を踏まえるとよく理解できる。

## 2 組合が取り組み始める

一連の「報道」は，大学・学術の真の意味での自律性・自由に対する「攻撃」であり，東職は，これへの対応を迫られた。とりわけ，「秘密合意」記事は，見過ごすことのできないものであった。

東大当局と東職との1969年確認書は，その確立，その後の再確認を通して一貫して学内に公開されたものである。この報道は事実関係をねじ曲げた悪意に満ちたものであり，強い憤りを禁じ得ない。また，「確認書の存在は不明」との東大当局のコメントも問題視した。これは，当局と組合との協調関係を崩すものだからである。

東職は，6月18日付けで当局に対して，確認書はなお有効であること。当局が引き続き，軍事研究禁止の原則・慣行を堅持することなどを求めた「申し入

れ」を行った。

7月には、「東京大学における軍事研究禁止の原則の堅持を訴える声明」を発表。同声明においては、南原三原則と、1969年確認書を再確認するとともに、東京大学憲章（2003年制定）の「研究が人類の平和と福祉の発展に資するべきものであることを認識し、研究の方法および内容をたえず自省する。東京大学は、研究活動を自ら点検し、これを社会に開示する」という文言<sup>5)</sup>に鑑み、特定秘密に固められることが必須である軍事研究は、「人類の平和と福祉の発展」と相容れないのみでなく、学術成果の社会への公開という点からも、決して認めてはならないことを訴えた。これは総長・各部局長へも送付した。

2014年秋には総長選考が行われており、組合としての「ふさわしい新総長像」声明を発表した際には、その一項目に「軍事研究禁止の原則を維持すること」を掲げた。最終選考に残った5人の総長候補にはこれを送付した。東大の伝統と現在の危機的状況につき認識を共有してもらうためである。

昼休みに開催している学習会（ランチョンセミナー）において、「軍事と民間技術・大学研究」（2014年11月9日、講師報道関係者）と「急進展する、軍学共同」（講師：池内了名古屋大学名誉教授、2015年1月21日）を開いた。特に1月21日の会は、次に述べるガイドライン改定報道と「東大総長見解」の直後であり、学内外の関心を引くこととなった。

### 3 情報理工系研究科の科学研究 ガイドライン改定

#### (1) 情報理工系研究科の科学研究 ガイドライン改定報道への対応

「一切の例外なく、軍事研究を禁止する」という情報理工系研究科のガイドラインが、2014年12月に変更され、「成果が非公開となる機密性の高い軍事を目的とする研究は行わない」と差し替えられた。

2015年1月16日、この改定につき、『産経新聞』は、「東大が軍事研究解禁軍民両用技術研究容認政府方針に理解」<sup>6)</sup>と一面トップで報道。

『産経新聞』の報道を受ける形で濱田総長は即刻、見解を発表した。「軍事研究の禁止は東京大学の教育研究の最も重要な基本原則の一つ」と明確にしたうえで「個々の場面での適切なデュアルユースの在り方を、丁寧に議論し対応していくことが必要」との見解であった。

組合は、ただちに同見解に対する声明を出した。濱田見解は玉虫色であり、本来ならば断固抗議すべきものであった。しかし、軍事研究禁止の原則を公に

した点は、この間、こうした表明がなかったことに鑑みるならば、評価すべきである。この立場から、支持の立ち位置をとった。問題とすべき後段の「デュアルユース」問題については、学術の平和目的・公開性の観点から、批判的に議論すべきとして、学内での議論の喚起を呼びかけるにとどめた。

## (2) 改定についての当事者の説明

ところで、本件の直接の契機となった情報理工学研究科のガイドライン改定について、工学部職員組合との懇談において、研究科長は、次のように述べたとされる。

「今回のガイドライン改定は研究倫理一般の見直しによるもので、軍事研究条項を主眼としたものではない。また文言は変えるけれども、軍事研究禁止ということは従前どおりである。これは全学の方針に従ったものである」

「軍事研究解禁」という報道は、ミスリードなのである。

## 4 2015年5月以降の取り組み

### (1) 総長交代に伴う再度の揺さぶり

2015年4月、濱田総長から五神新総長に体制が変わったことによせて、『産経新聞』はまたぞろ「攻撃」記事を掲載する。

5月2日付「進まぬ東大『軍事研究解禁』産学官協力に悪影響」<sup>7)</sup>においては、新総長の挨拶が軍事研究に触れていないことを批判し、軍事研究推進派と反対派の板挟みという見立てを示す。

さらに「浜田氏の見解については、東大東洋文化研究所の安富歩教授も『軍事研究否定のポーズを示しつつ、実際は研究を可能にする矛盾した文章だ。原則を骨抜きにしてしまう。このような欺瞞言語を使うと悪影響が大きい』と指摘する。学内での動揺は広がっている」と報道している。

濱田総長見解によって否定された自社のミスリードを誤魔化し、あたかも学内世論の多数派が軍事研究の積極的容認・推進にあるかのごとき、印象を植え付けようとする構成となっている。

### (2) 安富ブログの解釈

ところで、『産経新聞』の文脈に沿えば、安富氏は、軍事研究禁止の原則を批判する立場と読める。すなわち解禁派論者が学内にいることの証明である。し

かし少なくとも安富氏がそのブログ<sup>8)</sup> でしめした見解は、その正反対である。精確を期すために長くなるが引用しておく。

「このような矛盾に満ちた文書（濱田総長見解のこと：筆者注）で軍事研究原則を無意味化すれば、必然的に軍事研究大学へと転がり落ちていくであろう。それが『各国の大学』で行われているとしても、果たして『第二次世界大戦の惨禍への反省を踏まえて』いるはずの大学にふさわしいかどうか、極めて疑問である。（中略）東大が軍事研究解禁報道を否定するというのであれば、総長は直ちにこの文書を撤回されるべきである。さもないと、これを根拠として軍事研究が進んでしまうからだ。そして、東大憲章に基づいた強力な議論を構築されるように切望する」

軍事研究禁止を支持する立場から、濱田総長見解の曖昧さを批判していることは明白である。にもかかわらず、これを自らの主張の補助材料とする『産経新聞』の論調・論法は、いかにも同紙らしいといってしまうまでもだが、悪質な情報操作と言わざるを得ない。

### (3) 新年度以降の東職の取り組み

上記の『産経新聞』記事を意識したわけではないが、新年度において東職はいくつかの取り組みをした。

5月20日には、「東京大学の軍事研究禁止の原則を再確認しよう！」昼休み集会（安田講堂前）を実施。

6月13日には、公開シンポジウム「急進展する軍学共同にどう対抗するか」を、池内了氏などが組織した軍学共同反対アピール署名の会と共催。

6月16日には、五神真新総長との懇談において、軍事研究禁止の慣行の維持を要求し、総長からは、「現状においては」濱田総長同様、軍事研究禁止の原則は変わらないとの発言を引き出している。

9月3日には、防衛省「安全保障技術研究推進制度」研究公募について、当局に申し入れた。応募の有無を調査し結果を公表すること。応募に対しては注意し撤回させること。そして軍事研究禁止の原則を徹底することの3点であった。当局よりは、現段階での軍事研究を行わない旨の考えは踏襲されている、という回答のみにとどまったものの、一定の効果はあったと思われる。

## 5 東大における軍事研究禁止の歴史

### (1) 戦前の軍事研究

ここで東大の軍事研究禁止の原則・慣行について、その歴史を振り返っておきたい<sup>1)</sup>。

東京帝国大学は、近代日本国家の方針に従い、積極的に軍事研究を行った。

当初より、工学部には造兵学科がおかれ、さらに太平洋戦争中には、陸海軍の要請・支援によって第二工学部が設置された。学内では「耐爆構築物の研究」「電波暗視機の研究」「殺人光線の研究」などがなされ、さらには陸海軍の研究分所すらおかれていた。

### (2) 「南原原則」の確立

南原繁は戦後最後の東京帝国大学総長、そして新制東京大学の最初の総長である。

総長就任以前に、大日本帝国陸軍あるいは敗戦後アメリカ軍司令部による東大接收計画を、時の総長内田祥三を補佐して防いだ経歴を持つ。軍隊からの大学の自立がその信念であったと推察される。

また、昭和天皇の退位を主張するなど、戦争責任問題も強く認識している。大学にあっては、軍事研究・軍事協力が、戦争責任の一つであったろう。

「軍事研究に従事しない、外国の軍隊の研究は行わない、軍の援助は受けない」という原則は、そのもとで打ち出されたと言われる。戦前の反省を踏まえ、憲法の平和主義を実現するためであったろうことは想像に難くない。

この「南原原則」が学内評議会で確認されたのは、1959年・1967年のことである。ちなみに1967年の際は、米軍資金によるツツガムシ病研究、理学部への自衛官入学希望問題がきっかけであった。

### (3) 1969年確認書

東大紛争収束から間もない1969年3月、当寺総長代行加藤一郎（後に総長）と東職執行委員長山口啓二は、確認書を交わした。ちなみに学生・院生側の「統一代表団」との確認書はこれに先立つ1月10日に締結済みである。

同年3月5日付『「東京大学当局と東京大学職員組合との確認書」への解説』（加藤一郎総長代行）によれば、「公開団交」、大学評議会での討論、その後の団交を経て合意が成立した。

「軍学共同・産学共同について」は確認書の第6項である。

- (1) 大学当局は「軍事研究は行わない、また軍からの研究援助はうけない」という東京大学における慣行を堅持し、基本的姿勢として軍との協力関係をもたないことを確認する。
- (2) 大学当局は、大学における研究が自主性を失って資本の利益に奉仕することがあれば、そのような意味では産学協同を否定すべきであることを確認する。

従来の慣行の明文化という点において、この確認書の意義は大きく、後の要求において有効な根拠となっていく。

#### (4) 1982・83年の高まり

確認書締結から13年後の1982年、千葉演習林への陸上自衛隊立ち入り問題が起きた。これをきっかけに軍学共同禁止の取り組みが高まった。

これは、1981年から翌年にかけて木更津駐屯地陸上自衛隊員が、千葉演習林敷地内に小銃携帯で行軍・通信訓練・露營したという問題である。当時の平野総長は、不適切な利用であり今後慎重に対応するよう演習林に対し注意した旨を、1982年7月5日付学内広報に掲示している。

折からレーガン政権（1981年成立）と中曽根政権（1982年11月成立）という日米タカ派政権が成立し、安保軍事同盟強化へと動き出しており、工学部職員組合（以下「工職」）は、本学の軍事研究の実態調査を独自に実施し、防衛大学校発行の理工学研究報告のまくり作業を行った。

その結果、防衛庁主体のレーザー開発研究計画の共同機関に東大の研究施設が含まれること。防衛大助手との連名論文発表。大学院生による防衛大の装置での実験など、軍学共同の実態が明らかとなった。

こうした調査をもとに工職は工学部当局と10度にわたる団体交渉を行う。要求項目は「①軍関係との共同研究は行わない。②大学の施設を軍関係に貸さない。軍の施設を借りない。③軍関係の研究者への指導をしない」であり、工学部長からは、「3項目の精神については理解している。具体的事例については事案ごとに判断し処理する」との回答を得たのである。

東職も、12月に総長に申し入れを行い、「確認書」の周知、軍との協力関係の調査・公表などを要求、当局側は「確認書」の確認その他を回答した。

組合のみではない、学生自治会・大学院生協議会も、総長に軍学共同禁止の原則堅持を要求した。平野総長は、原則を確認するとともに、「今後この種の行

為については、大学の各構成員が一段と慎重を期する必要があると考える」と述べている。

82・83年の取り組みは大きな成果をもたらした。工職は、工学部長・研究科長の交代時に「軍事研究はしない」との確認を行うようになったという。

## 6 事態の深刻さ

最初に紹介した 2014・2015 年度の東職の軍事研究禁止への取り組みは、以上の歴史的役割を継承したものに他ならない。しかし事態はより深刻である。

『東京新聞』の報道により明らかとなったできごとがある。米国防総省海軍研究局（ONR）共催の無人ボート技術開発国際大会への参加問題である<sup>9)</sup>。工学系准教授が顧問である学生サークルが 2014 年 10 月の大会に参加した。関連する職員は、軍事研究禁止の原則に違反するとして、これに抗議した、という。なお、『東京新聞』の取材に対して、東大本部は、「学生の自主性によるもので、大学として判断は下しておらず違反に当たらない」と回答している。

他にも、軍事研究につながるおそれのある外部資金研究が、関係する職員の具申により、取りやめられた事例が確認されている<sup>10)</sup>。

より深刻なのは研究の主体となる教員の意識の変化である。工学系の組合員は次のようなことを述べている。教員の多くは、アメリカ留学体験によって、資金潤沢な彼の国の軍学共同環境に魅了されて帰ってくる。また人事の流動化により防衛大学校での教員・研究員を経たものが多くなった。以前は、防衛大での経歴に対する若干の後ろ暗さを示す者もいたが、そうした雰囲気はなくなってきた、と。

無人船コンテスト問題に関わった職員は「この問題は、准教授の科学者としての倫理観の喪失。このような教員はこの後からも現れる」と危機感を露わにする。

## おわりに

大学での軍事研究推進派は、ままた「学問の自由」を主張する。しかし私には彼らの言う「自由」は、マッドサイエンスの免罪符としての「自由」ですらあるようにも感じられる。もちろん極論の誹りは免れまい。しかしこの主張を認めることは、軍事研究への従属の克服を意図し、新しい価値観を生み出そうと

した南原や戦後直後の科学者達の主張は「児戯」であった、というに等しい。

しかし、戦争のリアルを知らない私たちが果たしてそう断言できるのか。それは、自らの教え子を戦場に送ったことに深い悔恨の情に駆られた先人への冒瀆にあたらないのか、と問いかけたい。

また「表現の自由・精神的自由は経済的自由に優越する」との原則との突き合わせも必要である。研究予算の操作によって、軍事研究へと誘導することは、経済的自由による精神的自由の抑圧と大差ないように感じられる。「精神的自由の優越」を忘れた、自発的従属を誤魔化するための歪んだ「学問の自由」論。これこそが推進派の「学問の自由」論ではないのか。

近代日本の軍産学複合体を研究する畑野勇は、明治以来、大学での研究に対して軍が人材・資金などを積極的に支援していたとして、「戦時下での政府や軍の要請に対して、研究者は目立った抵抗を見せることなく唯々諾々と従っていた感があるが、それは平時からの軍との協力関係があったからではないだろうか」と述べている<sup>11)</sup>。

研究室から戦場までは「切れ目なく」繋がっていたのである。専門分野からの身びいきにはなるが、歴史から学ぶべき点はなお多いと私には思われる。

戦争の惨禍を実体験し、研究はなにより人類の平和と福祉の発展に資するべきものであるという信念に基づき、軍事研究禁止を求めた先学達。いま一度その姿勢に真摯に向き合い、自省することが、今こそ求められているのではないだろうか。

## 注および引用文献

(URL の最終閲覧日：2016 年 4 月 24 日)

- 1) 遠藤基郎「東大における労働組合と軍事研究問題」『季論 21』**30**, 81-89 (2015).
- 2) <http://www.sankei.com/politics/news/140501/plt1405010006-n1.html>
- 3) <http://www.sankei.com/life/news/140515/lif1405150004n1.html>
- 4) <http://www.sankei.com/politics/news/140706/plt1407060008-n1.html>
- 5) [http://www.u-tokyo.ac.jp/gen/02/b04\\_01\\_j.html](http://www.u-tokyo.ac.jp/gen/02/b04_01_j.html)
- 6) <http://www.sankei.com/politics/news/150116/plt1501160003-n1.html>
- 7) <http://www.sankei.com/premium/news/150502/prm1505020018-n1.html>
- 8) <http://anmintei.blog.fc2.com/blog-entry-1045.html>
- 9) 『東京新聞』2015 年 6 月 3 日。

- 10) 中村富美子「安倍政権の軍事化路線と、大学のジレンマ」『週刊金曜日』1052号,  
20-22 (2015年 8月 21日).
- 11) 『しんぶん赤旗』2015年 9月 16日.

## 第3章 科学の軍事利用と科学者の抵抗

### —歴史と運動に学ぶために

豊島耕一

#### 【要旨】

わが国において科学の軍事利用が市民権を得る恐れが高まるなか、これを阻止するには、この道をたどってきた国、特にアメリカの軍産学共同の実態と歴史を学ぶ必要がある。科学の権力への従属だけでなく、逆に科学技術エリートによる支配の危険にも留意すべきである。科学者による抵抗には、宣言など言葉によるもの、不参加、不服従、さらに筆者も経験した非暴力直接行動など、さまざまな方法がある。

#### 【キーワード】

キーワード：軍産複合体（military-industrial complex）、軍学共同（military-academia collaboration）、ファスレーン365（Faslane 365）、非暴力直接行動（nonviolent direct action）、組織上の不服従（organizational disobedience）

## はじめに：アメリカの大学の軍事研究の後を追うのか

一昨年 12 月に東大の情報工学研究科の研究のガイドライン文書から軍事研究について「一切の例外なく禁止」という文言が削除され、あからさまに解禁とは言わないものの、曖昧な表現に変わった<sup>1)</sup>。遡って 2010 年の『朝日』は、大学や研究所など日本の研究現場に米軍から提供される研究資金が、近年増加傾向にあると報じた<sup>2)</sup>。米空軍の下部組織「アジア宇宙航空研究開発事務所」(AOARD)によると、空軍から日本への各種助成の合計件数が 1999 年に 21 件だったのが、2009 年には 53 件と 2.5 倍に増えている。

さらに昨年には、公然とした動きが始まった。防衛省が、大学・研究機関などを対象にした研究助成を始めたのだ。1 件当たり最大で年 3000 万円の「安全保障技術研究推進制度」は、その成果の「防衛装備品」つまり武器等への活用を狙うものだ。これに大学からは 58 件の応募があり、4 件が採択されたという<sup>3)</sup>。

この道の行き着く先に何があるのか、その「先輩」であるアメリカの大学の例に学ぶことは必須であろう。

## 1 アメリカのトップ 2 大学に見る軍学共同

第二次世界大戦の戦勝国にとって軍は「正義の戦争」を戦った集団であり、軍事研究も科学面でそれを支えた意義ある活動とされる。そのため戦前、戦中の軍・産・学の共同体が戦後もほぼ切れ目なく継続・維持されている。維持されているだけでなく、冷戦下で大きく膨張して今日に至っている。

1993 年に出版された “*The Cold War and American Science*” と題する本<sup>4)</sup>は、アメリカの理工系トップ 2 大学、スタンフォード大学とマサチューセッツ工科大学 (MIT) を中心に、その実態を戦前から 1970 年頃までにわたって詳細に記述している。その分野も無線・電子工学、宇宙・航空工学、原子核物理・工学、材料科学など、物理学およびそれに隣接する工学の分野を広くカバーしている。

20 年以上前の本だが、著者 Stuart W. Leslie が指摘した問題は現在でも当てはまるどころか、いっそう深刻の度を強め、また、日本の大学が同じようなコースをたどりかねない今日、広く読まれるべき文献だと思う。そこでその内容のほんの一端を紹介しよう。

### (例 1 : レーダー開発)

アメリカにおける戦中の軍事研究では原爆開発のマンハッタン計画が有名だが、実際に戦争に貢献した重要な技術はレーダーである。その研究のため、1940年に MIT に Radiation Laboratory (RL) が設立された。4000 人の人員、年間予算 1300 万ドルと、規模と重要性においてマンハッタン計画と競合関係にあった。戦後 RL の閉鎖後も軍と学の利害の一致から、ほとんど間をおかず後継組織 Research Laboratory of Electronics (RLE) が設立され、さっそく海軍の空対空ミサイルの軍事研究に取りかかった。

軍事によって産業だけでなく「学」も恩恵を受けたことを象徴する当事者のジョークが紹介されている。戦中からマイクロ波技術の開発に従事し、RLE のマイクロ波管研究部門の長を務めたルイ・スマリンは、真空管研究が戦争と RL によって後押しされたことを振り返って、著者レスリーとのインタビューで「戦争で本当に儲かった (real war profiteers) のはわれわれだ」と述べた。

### (例 2 : 防空網)

1951 年には、空軍の要請で MIT に「リンカーン研究所」が設立された。1949 年のソ連の最初の核実験の後、空からの攻撃に脆弱であるとして、全国的な防空ネットワーク構築研究が目的である。研究所には 10 年間に 80 億ドルが積み込まれた (この研究所のサイトに公表されている 2015 年度の収入 9.37 億ドルのスポンサー別内訳によると 79%が国防総省)。

### (例 3 : ミサイル, 軍事衛星)

スタンフォードの航空工学科は 1950 年代に学生が集まらず振るわなくなっていたが、ポラリス・ミサイルや偵察衛星などを受注したロッキードとの結びつきで 1956 年以降、急拡大する。1970 年には、200 人の学生、26 人の博士課程院生を擁し、博士号の輩出で MIT を抜く。しかし、ロッキードが急拡大するなかで、両者の関係は、ロッキードの研究テーマがスタンフォードの研究と授業内容を支配するようになる。

この成功に伴うコストについて、それを成し遂げた学科主任のニコラス・ホフ自身が危惧していた。彼のキャリアの始めの頃、政府や企業の資金への依存が学問研究の理想を失わせることにならないかを自問している。

著者のレスリーは、そのような依存関係そのものが戦後の航空工学分野の「真

の学問研究とは何か」を定義し直してしまったと述べている。

このような歴史が膨大にかつ詳細に記述されており、アメリカの理工系の有名大学というものがいかに軍事研究と一体化しているかが繰り返し明らかにされている。

## 2 アイゼンハワーのもうひとつの警告 「科学技術エリートの虜」

このような冷戦期の軍・産・学共同を推進したのが米大統領アイゼンハワーである。彼の在任期間（1953～1961年）は、上に引用した本の戦後部分と大きく重なり、全米対空レーダー網、偵察衛星、大陸間弾道ミサイル・アトラス等の宇宙兵器の配備、潜水艦発射弾道ミサイル・ポラリスの開発などが行われた。

しかし彼も、さすがにこの戦争システムの増殖ぶりに危機感を持ったのか、退任時に国民向けのラジオ／テレビ演説で「軍産複合体による不当な影響力の獲得」の恐れについて述べている。

単語数で164語になるこの一節で、「アメリカの歴史において新しい経験」である「莫大な軍備と巨大な軍需産業との結びつき」の影響が、議会や政府の至る所で感じられる、これが自由や民主主義のプロセスを危険にさらすことのないようにしなければならないと、真摯に警告を発している<sup>5)</sup>。

そのためこの演説は「軍産複合体演説」と呼ばれる。ただし自らがその形成に中心的に関与したという責任については語っていない。

しかしこの演説は軍・産だけでなく、「学」についても述べていることは、あまり注目されてないようだ。その部分を引用する。

「莫大な資金が絡むという理由を一因として、科学者にとって政府との契約が知的好奇心に事実上取って代わっています。（中略）連邦政府による雇用、プロジェクトへの資源配分、および財政力によるわが国の学者層への支配の可能性は常に存在しており、このことは深刻に受け止められるべきです。しかしまた私たちは、科学研究と発見を当然敬意を持って扱いますが、その際に、公共の政策それ自体が科学技術エリートの虜となるかもしれないという逆の同等の危険性も警戒しなければなりません」（筆者訳）

このように、資金を媒介にした政府による学者の支配と、逆に学者＝科学技術エリートによる公共政策の支配という二つの危険を指摘している。軍産複合

体の支配という警告はまさにそのとおりになり、それが、アメリカが戦争に走る主な原因となっている。

しかし、彼が同時に警告したこの「学」に関する問題、特に後者の面も中していると言わざるを得ない。研究者が次から次に生み出すハイテク兵器とそれを調達するための予算の膨張、それを正当化するための戦略理論と言うように、むしろ「学」が軍拡の原動力になっているという側面も否定できない。

しかし軍事の分野以外に目を向ければ、わが国でも、科学技術エリートによる公共政策の支配という要素は、原子力発電・核燃料サイクル問題を筆頭に、多くの分野に存在するだろう。

たまたま見た放送大学の「社会技術概論」という番組<sup>6)</sup>で、科学技術政策の形成プロセスに市民が参加する試みがイギリスでなされていることを知った。しかも、将来応用の可能性があるるとされる研究の萌芽期から、市民が関与するというのである。

ますます複雑化・専門化する科学技術が公衆の理解を超えることに、いわば「つけ込んで」、関連する政策を行政と専門家のコミュニティのみで独占するということが行われてきたが、このことが「科学技術と民主主義」の問題として意識され、このような取り組みが始まったようである。

この市民参加は、市民自身のエンパワーメントにもつながっているとのことだ。このような試みは、ぜひわが国でも取り入れられるべきだろう。ただし軍事技術に関しては触れられておらず、このような試みにおいても「聖域」とされているのかも知れない。

軍事技術も含め、科学技術政策へのこのような市民参加は重要であり、今後の社会全般としての課題であるが、科学者自身の側からの軍事問題、広くは社会への関わりについて次に考えてみる。

### 3 科学者自身による批判的視点

戦後の日本においては、科学研究が軍事に加担すべきではないという考えが学術会議の諸声明、決議、物理学会の決議などで明文化され、まがりなりにもこれまで、研究者の規範とされてきた<sup>7)</sup>。

他方、第二次世界大戦の戦勝国はもちろん、ドイツなど敗戦国でも、軍事研究全面否定が規範化されているところはないと思われる。

しかし個人レベルでは、軍事研究の拒否や離脱（不参加）の例は数多くある

だろう。その有名な例として、核分裂の発見者の一人である L・マイトナーと、マンハッタン計画に参加した J・ロートブラットのケースを見てみよう。

ユダヤ人であったマイトナーは、ナチスの迫害から逃れるため 1938 年にスウェーデンに亡命し、マンネ・ジグバーンの研究所に身を置いていた。しかし、専制的なジグバーンのもとではまともに研究もできない状況だった。そこに 1943 年、原爆開発計画に関わっていた英国の科学者グループから参加を求められた。この申し出を受ければスウェーデンを出て、すぐれた研究者とともに最先端の物理学の研究ができるはずだが、彼女は断っている。

R・サイムによる伝記<sup>8)</sup>では、「私は爆弾に関わるつもりはありません！」という言葉が深い憎悪からほとぼしり出たとあり、自分の天職を軍事目的に利用することがいやだったに違いないと著者は推測している。

イギリスの物理学者ロートブラットは、原爆開発に加わったが、ナチス・ドイツが原爆を完成させる見込みがないことが判明すると、プロジェクトから離脱した。彼は 1939 年にリバプールで核兵器研究を開始、1944 年に渡米しマンハッタン計画に参加、同年 12 月にそこでのポストを捨てて帰国している。同プロジェクトでこのような行動を取ったのは彼一人だった。

著述家 J・シェルによるインタビュー集<sup>9)</sup>によると、他の科学者が同じ挙に出なかったのはなぜかと問われて、彼は「戦争がわれわれのふるまい、われわれの道德規準に恐るべき影響を与えたにちがいないと思う」と答え、その極端な例として R・オッペンハイマーの、ドイツ国土へのストロンチウム 90 散布の提案を挙げている。

シェルは、ロートブラットの行動の意味を現代に引き写し、「核兵器を持つ理由が消滅したとき、この兵器のために働くのをやめるか、それとも続行するための何か新しい理由を探すのか？」と問うている。

#### 4 学者・専門家の抵抗の形態

このような軍・産・学によって増殖してきた戦争マシンと核兵器システムに対して、戦後、学者自身はどう抵抗してきたのかについて次に見てみたい。

終戦直前、広島原爆投下の 2 ヶ月前に、原爆開発に従事した科学者グループが政府に原爆使用をやめるよう働きかけた秘密文書「フランク報告」には、科学者の社会的責任についての言及がある。その序文で「過去において科学者は、かれらの純粋な発明に対して人類が見つけた利用方法については、直接的な責

任を否認することができた。我々は今日、同じ姿勢を取ることはできない」と述べ、今でも科学者にありがちな「技術はそれを使う人の責任」という態度を否定している。

フランク報告に言う「直接的な責任」を科学者はどのように取ろうとしてきたのだろうか。核兵器に関してまず思い浮かぶのは、1955年の「ラッセル・アインシュタイン宣言」であり、「湯川・朝永宣言」である。前者がきっかけとなってパグウオッシュ会議が始まり、後者は1975年に広島で開かれた同会議で採択されたものである。今日も続けられているこの活動は、学者の理論的活動として社会に重要な影響を与えてきた。

しかし相当な期間、会議の主流が「核抑止論」に傾いており、NHKが2006年に放映した湯川秀樹の核兵器反対の活動を紹介した番組<sup>10)</sup>によれば、1962年のロンドンでの同会議に参加した湯川は、核兵器保有国の科学者たちによるその種の議論に嫌気がさしてホテルに引きこもったという。

「湯川・朝永宣言」は、明確に抑止論を否定し、ほとんどの参加者がこれに署名したが、参加者の一人、沢田昭二は同NHK番組の中で、毎日の会議終了後に参加者に見せた未編集の原爆被害の映像が強く影響したと証言している。「知る」だけでなく「感じる」ことの重要性を示すものだろう。

著名な科学者を中心にしたこの活動の意義は大きいですが、同時に、理論活動であり言葉の領域を出ない。これに対して、同じく知識人の一翼をなす法律家が核兵器配備に反対する非暴力直接行動を行った事実はもっと注目されてよい。

1984年から85年にかけてアメリカの中距離核ミサイル・パーシング II が当時の西ドイツに配備されたが、これへの反対運動に同国の法律家も参加した。

その一人、ハンブルグ地裁判事ウルフ・パンツェルが *Peace Magazine* に書いた記事<sup>11)</sup>によると、彼もメンバーであった「平和のための判事と検察官」という行動団体は、1987年1月12日にミサイルが配備されたムートランゲン基地を20人の判事で封鎖した。全員が逮捕され、同僚である裁判官によって裁かれたが、封鎖の4日後に7名に無罪判決が出され、他もすべて無罪になるだろうと書いている。

パンツェルは、受け取った多数の市民からの手紙の中に、白バラ運動でヒトラーのファシズムに抵抗し、ドイツの判事によって死刑を宣告され、執行されたソフィー・ショルの姉からのものがあつたと記し、「ただこの一つの手紙だけでも、われわれの封鎖は実行に価するものだった」と結んでいる。

このような知識人による非暴力抵抗は、スコットランド・ファスレーン基地ゲートで再現された。2007年1月、筆者も加わった“Academics Seminar Blockade”は、イギリスの唯一の核兵器基地を1年間、諸団体が交代で封鎖し、基地機能を麻痺させようという野心的な試み「ファスレーン 365」の一環である<sup>12)</sup>。



ファスレーン基地を封鎖する大学教員ら（Angie Zelter 撮影，2007年1月）

パグウオッシュが室内で会議を開くのに対して、基地ゲートを封鎖しながらの核廃絶についてのセミナーを実施、つまり議論と実践とを兼ねるというものだ。世界各地から100人以上の大学教員と数十人の学生が6時間にわたって基地ゲートを封鎖し、教員と学生それぞれ16人が逮捕された。翌日には全員が釈放され、ある北欧の参加者はその日の予約の飛行機をキャンセルする必要がなかった。このセミナーの内容は2012年に単行本として発行された<sup>13)</sup>。

このような「非暴力直接行動」の形態は、学者においてはもちろん一般の市民運動・平和運動においても、わが国では沖縄を除いてはまだ市民権を得てはいない。それどころか、ほとんどの人の反応は「過激」というものだろう。この活動分野に活動家と一般市民の双方が「慣れて」いくことはこれからの課題だ。それによって「フル・スペクトラム・レジスタンス」、つまりあらゆる活動形態で戦争防止の努力が行われるようになることが必要だ。

直接行動については M・ランドルの『市民的抵抗』<sup>14)</sup> が広範かつ深く論じている。なお「ファスレーン 365」には同年 7 月、被爆者を含む日本からのチーム 12 名も参加し、筆者を含む 5 名が逮捕された。

## 5 大学における平和教育，科学技術倫理教育の充実を

大学・大学院における教育は，教育を受けた者が実社会で活動するまでの期間が短いためいわば即効性があり，また彼／彼女らが就くことになりそうな職種や地位を考えれば，社会への影響も大きい。

理系学部における科学技術倫理の教育は，その必要性が叫ばれて久しいが，それへの取り組みの強度つまり組織的な教材研究・交流などはまだ弱いと思われる。「国産」の教科書も内容が限られる。

科学技術倫理教育では，一般的な研究倫理だけでなく，社会との関わり，研究者の社会的責任の問題も相当な比重で扱われるべきであり，ここで論じている軍事研究問題はまさにそれに当てはまる。そのような分野で，Harris らの教科書<sup>15)</sup> の注目すべき記述を紹介したい。

それは，個人の良心を貫くための，職業人の「組織上の不服従」に関するもので，権力に対する一般人の「市民的不服従」に対応するものである。その形態の一つとして，モラル上または専門上の異議を理由に，組織が要求する任務を拒否することを，「不参加による不服従」と名づけている。

例えば「技術者には，軍事関連プロジェクトや環境に悪影響のあるプロジェクトに対しては，不参加による不服従があり得る」のであり，それは「専門職の倫理または個人の倫理を根拠とすることができる。技術者は自分が安全でないと思う製品の設計を拒否する場合に，その根拠を公衆の安全，健康，および福利を優先するよう要求している専門職規程に置くことができる」とある。

職業倫理を超えた議論も次のように展開している。すなわち，「普遍倫理 (common morality) は，個人の良心を侵害することは重大なモラル問題であるとしている」ので，「組織体は，可能であれば良心を根拠とする要請は尊重すべき」であり，「使用者は従業員に，仕事を失うか，さもなければ良心に反するかの二者択一を迫るべきではない」とする。これは軍事プロジェクトにも当てはまるだろう。

軍産複合体に限らず，今日の社会は巨大組織に支配されており，巨悪の主体もまた個人ではなく組織である。たとえ「法人」という名前で呼ばれても，組

織には良心は存在しない。良心が存在するのは個人の心の中だけである。したがって組織が社会に害悪を及ぼさないためには、その中の個人が良心に基づいた行動ができるかどうか、良心に反する行動を拒否できるかどうかが問題となる。「組織上の不服従」の概念が多くの人に共有されれば、それは組織の暴走の歯止めになるに違いない。

## 引用文献

(URL の最終閲覧日 : 2016 年 3 月 20 日)

- 1) 『東京新聞』 2015 年 2 月 12 日.
- 2) 『朝日新聞』 2010 年 9 月 8 日.
- 3) 『毎日新聞』 「増える軍学共同研究揺らぐ科学の平和利用」 2015 年 12 月 24 日.
- 4) Stuart W. Leslie “*The Cold War and American Science*” (Columbia University Press, 1993).
- 5) 筆者による全訳は次に掲示。 <http://ad9.org/pegasus/kb/EisenhowerAddress.html>
- 6) 放送大学『社会技術概論（'12） 第9回 科学技術と民主主義』. 2016.3.15 放送, 藤垣裕子。 <http://www.ouj.ac.jp/kamoku/detail/1548441/>
- 7) 「日本学術会議発足に当たっての声明」日本学術会議, 1949 年 1 月。「戦争のための科学に従わない声明」日本学術会議, 1950 年 4 月。「決議三」日本物理学会, 1967 年 9 月.
- 8) R.L.サイム著, 鈴木淑美訳『リーゼ・マイトナー』(シュプリンガー・フェアラーク東京, 2004).
- 9) ジョナサン・シェル『核のボタンに手をかけた男たち』(大月書店, 1988).
- 10) NHK スペシャル ラストメッセージ「核なき世界を〜物理学者・湯川秀樹」(初回放送は 2006 年 11 月 6 日).
- 11) *Peace Magazine*, Aug-Sep 1987, p.19. 筆者の「ペガサス・ブログ版」2012 年 9 月 27 日記事「ミサイル配備に反対して座り込んだドイツの判事たち」に日本語訳を掲示.
- 12) Angie Zelter (EDT) “*Faslane 365-a year of anti-nuclear blockades*” (Luath Press Ltd, 2008).
- 13) Stellan Vinthagen, “*Tackling Trident: Academics in Action through 'Academic Conference Blockades'*”, (Irene Pub, 2012).
- 14) マイケル・ランドル『市民的抵抗』(新教出版, 2003).
- 15) C.E. Harris, Jr. 他『科学技術者の倫理』(丸善, 2008).

## 第4章 軍産複合体と軍事技術開発

西川純子

### 【要旨】

アメリカで生まれた「軍産複合体」は、原爆やミサイルなどの新鋭兵器を生産する恒常的兵器産業の育成を前提としていたから、当初から自然科学者の協力を必要としていた。日本では、現政権が「軍産複合体」を目指しているが、憲法9条があるために、とりあえずは「軍学共同」から着手しようとしている。これを阻止するためには、自然科学者が軍事的研究開発費に抛らなくとも、十分な研究ができる環境を整えなければならない。

### 【キーワード】

軍産複合体 (military-industrial complex), 恒常的兵器産業 (permanent armaments industry), 軍産学連携 (military-industrial-academic alliance), 軍民統合 (commercial-military integration), 技術のデュアルユース (dual-use of technology)

## はじめに

「軍学共同」は、兵器の生産にとって学問の府の協力が不可欠のものになっていることを意味している。自然科学あるいは自然科学者の協力なしに兵器の生産は、もはやあり得なくなっているのである。

## 1 新鋭兵器

兵器生産において、自然科学がこれほど重要な役割を演じるようになったのは、第二次世界大戦終結直前にアメリカで完成し、日本が実験の場となった原子爆弾が登場したときからである。原子爆弾は工場の産物というよりは、物理学者の頭脳の産物であった。物理学における量子力学など異次元の学問的展開が、新しい兵器の誕生を導いたのである<sup>1)</sup>。

1949年にソ連邦が原爆実験に成功すると、原子爆弾はアメリカの占有物ではなくなった。冷戦のさなか、アメリカとソ連の軍備競争は核爆弾を送り出す方法をめぐって次の段階に入る。

先制したのはソ連であり、1957年に人工衛星スプートニクの打ち上げとICBM ミサイルの発射に成功して、アメリカに衝撃を与えた。以来、米ソの軍備競争は、宇宙科学など、最先端科学による研究開発競争の様相を呈するようになる。

原子爆弾とミサイルという新しい兵器の登場は、兵器生産の方法を変えずにはおかなかった。アメリカでは、当時の大統領アイゼンハワーが、国防省内にDARPA（国防高等研究計画局）を、外局の独立機関としてNASA（国家航空宇宙局）を設置した。いずれも、国家の機関に科学者の精鋭をとりこもうとする手立てである。

DARPA のミッションは、新しい兵器の設計と製造実験を行ったうえで、そのノウハウを民間産業に提供することである。

実際に兵器を作るのは民間産業であるが、DARPA の要求に応えるためには、産業の側も、最新の科学知識と高度な技術を備えていなければならない。民間産業にも、優秀な科学者が呼びこまれるようになったのである。

そのために必要な経費は、研究開発費という名目で政府が支出した。軍事費のうちから兵器調達費とは別に、400億ドルあまりの軍事的な研究開発費が民間産業に投入されたのである。

この結果、1960年代において国防省のプロジェクトを主要業務としている科学者は、全体の25～35%を占めることになった<sup>2)</sup>。

## 2 恒常的兵器産業

アイゼンハワー大統領は、このように国家から研究開発費をもらって開発段階から兵器の生産に従事する産業を恒常的な(permanent)兵器産業と呼んだ。恒常的兵器産業は、戦争の必要に応じて兵器の生産を行い、戦争が終われば平時の生産に戻るような従来型の産業とは異なる。それは、戦争があろうとなかろうと、兵器を作り続ける専門の兵器産業である。

兵器を発注し、これを受け取るのは国防省であるから、恒常的兵器産業にとっては国防省が唯一の顧客であり、両者の間に市場関係は存在しない。

アイゼンハワーが大統領として異色なのは、彼が恒常的兵器産業の登場を手放しで喜んではいなかったことである。彼は1961年、大統領職を辞するにあたって、恒常的兵器産業が国家的な軍事組織と結びつくことに危惧を表明して、つぎのように述べている。

「巨大な軍事組織と大規模な兵器産業のこのような結びつきは、アメリカでは初めての経験である。それがもたらす影響は経済、政治、精神のすべてに及び、都市も州議会も連邦政府機関も、この影響から免れることはできない。このような展開は不可避なものである。しかし、われわれは、これが含意するところの重大さについて理解を欠くことがないようにしなければならない」。

アイゼンハワーは、このような軍事組織と恒常的兵器産業の結合関係を「軍産複合体(military-industrial Complex)と呼んだ<sup>3)</sup>。

## 3 軍産複合体

軍産複合体は順序を変えて産軍複合体と呼ばれることがある。軍と産の力点の置き方が違うだけのことだろうが、軍と産を並べる際に誤解があってはならないのは、アイゼンハワーが指摘した産業とは、新鋭兵器開発の担い手としての恒常的兵器産業であり、兵器産業全般ではないということである。

日本では、マルクス主義経済学の立場からアメリカの再生産構造を分析するに際して、新鋭兵器とその産業基盤に注目したのは南克己氏であった。南氏は、軍産複合体という言葉は使わなかったが、重化学工業部門Ⅰを在来の重化学工

業と新鋭重化学工業に分けて、前者を IA、後者を IB と規定した。IB には航空機、ミサイル、原子核の 3 産業がふくまれていた。これは、アイゼンハワーの恒常的兵器産業とほとんど重なる。

南氏が独自のものは、1963 年アメリカの工業センサスを使って、新鋭兵器産業 IB の資本蓄積様式が労働節約型であり、研究開発費依存型であることを証明してみせたことである。これは新鋭兵器の生産に資本を投入すればするほど、アメリカ資本主義の再生産の規模は縮小せざるを得ないことを示していた<sup>4)</sup>。

アメリカで軍産複合体の議論が最も盛り上がったのは、ベトナム戦争期とその後の数年間である。反戦平和の運動が人種平等を求める公民権運動と連動して激しい展開をみせるなかで、国防省が兵器の生産と科学技術開発において主導権を握る体制に批判が高まった。

セイモア・メルマンは、『ペンタゴン・キャピタリズム』を書いて、国防省による中央集権的管理の行き過ぎを批判した<sup>5)</sup>。アン・マークセンは、『ガン・ベルト』で、国防省による軍事費の配分がアメリカ全域の産業を軍事化していく実情を明らかにした<sup>6)</sup>。スチュアート・レスリーは、軍部と産業に学界を加えることによって、兵器の生産において自然科学者が果たした役割を告発した。

大学のキャンパスでも、学生たちが国防省のプロジェクトに関わる科学者を厳しく糾弾した<sup>7)</sup>。この結果、1970 年代において軍事的研究に従事する科学者の比率は 15～25%に低下した<sup>2)</sup>。

## 4 軍産学連携

1981 年にレーガン大統領が登場すると、この流れは一気に変わる。レーガンが訴えたのは、「強いアメリカ」の再生であった。ベトナム戦争の敗北をひきずる間にオイルショックとドルショックに見舞われて、さらなる低迷に陥ったアメリカを立て直さなければならない。そのためにレーガンは、二つの政策をとった。一つは新自由主義にもとづく小さな政府の実現であり、他は軍備の拡張である。小さな政府は、連邦支出の縮小を意味するから、明らかに軍拡と矛盾する。

しかし、レーガンにとって「強いアメリカ」とは、軍事的にソ連を凌駕して新鋭兵器の開発競争に打ち勝つことであったから、彼は何とか理由をつけて軍拡を正当化しようとした。その理由が SDI（戦略的防衛構想 Strategic Defense Initiative）である。

SDI は、ソ連からの核攻撃を未然に防ぐことによって、世界から核の脅威を一掃することを構想していた。そのためには、敵のミサイルを発射時点で捕捉し破壊するミサイルを、宇宙から打ち込まなければならない。これは地球上の核戦争の脅威を宇宙の力を借りて取り去ろうとする途方もない計画であったが、レーガンは本気で、宇宙の制覇が世界平和につながると考えていた節がある。

レーガンの軍拡は、戦争のないところで行われたから、兵器調達と研究開発が中心であった。1987年の軍事費は5661億ドルにまで上りつめたが、兵器調達費は25%、研究開発費は11%を占めていた。

特に注目されるのは、70年代に300億ドル台を低迷していた研究開発費が600億ドルを超えたことである<sup>8)</sup>。研究開発費の多くは、宇宙予算として、大学など学術研究機関に注入された。SDIの実現をめざして、基礎研究をふくむ多方面の科学者が新鋭兵器の開発に動員されたのである。

「軍産複合体」に代わって「軍産学連携」という言葉が登場するのは、このあたりからである。科学者が軍と産に並んで兵器生産トリオの一角となったのである。「軍産学連携」からは、戦争のイメージが抜け落ちていた。戦争のないところでの兵器生産は、人殺しと結びつかないのである。「軍産学連携」が「官産学連携」という言葉と紛れることが多くなるのはこのためである。軍も官も、税金を使う公的制度に違いないのだから、両者をあえて区別することはないのである。

「官産学連携」と見分けがつかなくなった「軍産学連携」は、技術革新をすすめ、雇用を増やし、GDP（国内総生産）を高めることによって経済的にも「強いアメリカ」を実現する新しいシステムなのであった。ましてレーガンの積極的な防衛策は、世界に平和をもたらすことが究極の目的なのだから、目くじら立てて「軍産複合体」の危うさを強調する必要は薄れる。

## 5 軍民統合

レーガンの軍拡は、膨大な赤字財政という代償を払ったが、結果としては1991年のソ連邦崩壊を導くことになった。冷戦が終わり、ソ連との軍備競争にケリがついたところで、アメリカは、第二次世界大戦以来はじめて軍備縮小の時代に入る。

軍事費の削減を経済の安定を損なわずにどう遂行するか、この任に当たったのが1993年に登場するクリントン大統領である。彼はこれを、「軍産学連携」

をさらにすすめることによって実現しようとした。

レーガンが湯水のように軍事費をそそいで「軍産学連携」を立ち上げたのにたいして、クリントンは、軍事費の節減のために「軍産学連携」をすすめたのである。その方法は「軍民統合」であった。

「軍民統合」とは、軍と民の垣根を低くすることによって相互の技術交流を可能にすることである。そこには、軍事費で開発された技術も民間で開発された技術も基本は同じであるという発想がある。これを表現すれば、技術のデュアルユースということになる。

デュアルユースとは、一つのものに二つの使用価値があるという意味だから、それ自体別に珍しいことではない。船と軍艦、飛行機と軍用機、ロケットとミサイル、原爆と原子力発電などはその例である。

しかし、技術のデュアルユースとなると話は違う。それは使用価値を見えなくすることによって、軍と民との境界線を消してしまう。軍と民のどちらにも使えるという二重性が技術の用途を曖昧にしてしまうのである。

クリントン政権が巧みだったのは、技術のデュアルユースという言葉を使って、科学者を味方につけたことである。たとえ国防省から研究開発費を受け取っても、その成果が民生にも役立つのであれば、科学者の心は休まる。

しかも科学者にとって、これは国防省と民間の双方から科学研究費を獲得するまたとない機会であった。民間では、「軍民統合」に商機を見いだした企業が、科学的な研究開発費の拠出に積極的になっていたのである。

クリントン政権の「軍民統合」は、民間に軍事技術を開放することによって、技術革新をうながす契機となった。DARPA が開発したインターネットの技術が IT 産業の展開につながったのはその一例である。

これをスピノフとすれば、民間の技術革新によって軍が安価な兵器を調達することができるようになったのは、スピノフである。クリントン政権において、軍産学の連携はうまく回りはじめたかのように見える。

しかし、忘れてならないのは、技術のデュアルユースを強調するクリントン政権のもとで、軍事的な研究開発費は決して減少しなかったことである。1993年から98年にかけてクリントン政権は、軍事費を22%、兵器調達費を50%減らしているが、研究開発費だけは93年とおなじく500億ドル台を維持していた<sup>8)</sup>。

これは、デュアルユースであることを信じて科学者が受け取った研究開発費

が、軍事的目的から逃れられないものであったことを物語る。

## 6 寡占体制

「軍産学連携」における成功をよいことに、クリントンは、「軍民統合」をさらにすすめて、軍から民への産業転換を実現しようとした。

その狙いは、恒常的兵器産業の規模の縮小である。優れた開発力と効率のよい生産システムをもつ少数の兵器企業を選んで、残りは民間の産業に振り向けようというのである。そのためにとられたのが、ボトムアップ方式であった。

何が欲しいかではなく、何が必要なかを基準に兵器のリストが積み上げられた。兵器産業には、必要な兵器を作る企業があれば十分なのである。兵器のリストを見れば、どの企業が選別されるかは明瞭であった。

クリントン政権にとっての誤算は、兵器産業から民間に移ることを期待した企業が動かなかったことである。彼らは、兵器産業に居残るために、すでに選別され残存を保證されている企業との M&A&D (Merger & Acquisition & Divesture 合併・買収・事業分割) をはかった。

合併するか、吸収されるか、切り離すか、一連の運動が終わってみれば、兵器産業にはノースロップ・グラマン、ロッキード・マーチン、レイセオン、ボーイング、ジェネラル・ダイナミックスの 5 社からなる寡占体制が成立していた。

1999 年において、5 大企業は合計で 234 億 4000 万ドルの兵器生産を国防省から受注している。これは全体の 37%に相当する。

研究開発費の合計額は 114 億 4500 万ドル、全体の 48%であった<sup>9)</sup>。注目すべきは、兵器の生産だけではなく、研究開発費も 5 大企業に集中していることである。

兵器産業は、寡占体制を生み出すことによって政府＝国防省に対して強い立場に立つことになった。これはアメリカの歴史において初めてのことである。

軍産学の連携関係にも影響がみられるようになった。軍産学トリオの均衡が崩れて、兵器産業が突出した力をもつようになったのである。軍事費がふたたび増加することがあれば、この傾向はさらに強まるはずであった。

## 7 新しい戦争

2001 年に登場する二代目ブッシュ大統領は、クリントンのボトムアップ政策

に批判的であった。何が必要なのかを基準にするばかりでは、必要な兵器は入手できないというのである。必要な兵器とは、「新しい戦争」に備えて「軍事力の転換（transformation）」を可能にする新鋭兵器のことである。

「新しい戦争」とは、ネットワーク中心のハイテク戦争のことであり、レーガンが成し遂げられなかった SDI を継承していた。

ブッシュは、宇宙（space）、情報（information）、情報伝達（intelligence）から成る SII を中心に新鋭兵器を組み立てることによって、戦争のやり方を転換しようとしたのである。しかし、これには莫大な費用がかかる。

この問題を解決してくれたのは、2001年9月11日のニューヨーク世界貿易センター襲撃事件であった。9.11が追い風となって、議会は400億ドルの緊急補正予算を無人飛行機、情報機器、位置探知機、照準攻撃用兵器などに投入することに同意したのである。

2002年のアフガニスタンとイラクへの侵攻は、「新しい戦争」の実験であり、その意味をこめて軍事予算は一気に4000億ドル台に跳ね上がった。研究開発費は、07年に歴史上はじめて800億ドルを突破した<sup>9)</sup>。

「新しい戦争」にとって必要な SII 新兵器の開発を主として受け持ったのは、5大兵器企業と少数の大学である。大学などの研究機関が受け取る研究開発費には新鋭兵器の開発という明瞭な目的が添えられていた。

最も多くの研究開発資金を獲得して、最も多くの期待を背負ったのは MIT（Massachusetts Institute of Technology）である。これは大学の研究が基礎研究よりも新鋭兵器の開発に傾いていることを示している。

大学の研究室は、兵器企業の実験室と同じことをするようになっているのである。そうであるとすれば、軍産学トリオの一角はすでに崩れているとみるべきであろう。学は、産に取り込まれて兵器産業の一部になるのである。

## 8 科学者の役割

アメリカの例は、科学者が新鋭兵器の生産において、いかに重要な役割をはたしているかを教えてくれる。科学者が「ノー」と言って協力を拒めば、軍事力によって世界平和を実現しようなどという妄想は、いっぺんに砕け去るであろう。そうなれば人間の歴史は変わる。

アメリカでも、かつては軍事的な研究に対して「ノー」と言う科学者がいた。ベトナム戦争中の反戦運動が盛んだったときのことである。しかし今では、そ

のような声はあるとしても聞こえてこないほど微かである。科学者はなぜ「ノー」と言わなくなったのだろうか。その理由は「軍産複合体」に求められる。

アメリカで、「軍産複合体」に代わって「軍産学連携」という言葉が使われるようになったことは、すでに述べたとおりである。軍と産に学を加えることによって、兵器の生産には、技術革新という前向きな側面もあることが強調されるようになったのである。

しかし、兵器産業に 5 大企業による寡占体制が成立してからは、産業の力が突出して、軍産学のバランスが崩れてしまった。学は、産業に包摂されて研究開発の下請け業務に従事するようになるのである。

これは、「軍産学連携」においては、軍と産と互角の関係にあった学が、連携トリオの一角から滑り落ちることを意味する。科学者は、もはや兵器生産の主役の一つではないのである。

「軍産学連携」から学が抜ければ、残るのは「軍産複合体」である。科学者は、「軍産複合体」のもとで下される決定に従わなければならない。さもないと、これまでどおりに研究を継続することができなくなるのである。

長いこと軍事的研究開発費の恩恵に浴してきた研究者にとって、「軍産複合体」への協力に「ノー」ということは、研究者としての生命を断つことを意味するであろう。このような研究者が「ノー」と言うことはあり得ない。科学者だけが持つ「ノー」という資格と権利を彼らは自分の手で葬るのである。そしてこのような立場に彼らを追いやったのは「軍産複合体」にほかならない。

日本では、敗戦によって兵器産業が崩壊していたし、1946年に発布された新憲法が第9条において戦力の放棄を掲げていたから、「軍産複合体」はほとんどアメリカの問題であった。

それが最近になって、にわかに身近なものに感じられるようになったのは、2007年、第一次安倍内閣のもとで防衛庁が防衛省となり、2015年に第二次安倍内閣によって防衛省内に防衛装備庁が設けられてからのことである。

防衛装備庁は、アメリカの DARPA を手本にしている。そのミッションは、兵器の調達と兵器産業の育成である。DARPA と同じく、恒常的兵器産業を国家が主導して作り上げようとしているのである。

恒常的兵器産業を育成することは、アメリカの例から明らかなように、「軍産複合体」の生成を意味する。おそらく日本の政府は、「軍産学連携」からそれを始めようとしているのであろう。

「軍」という言葉が国民を刺激しないように、現段階では「軍産学連携」よりも「官産学連携」が故意に多用されている。

そのうえでさかんに振りまかれているのが、技術のデュアルユースという言葉である。まずはデュアルユースで安心させてから、科学者を新鋭兵器の兵器生産に引き寄せようとする策略なのであろう、この手口は、まさしく日本がアメリカから学んだものである。

しかし、日本の場合には、アメリカと異なり、「軍産複合体」の成立の前には憲法9条が立ちはだかる。換言すれば、憲法9条があるからこそ、日本は「軍産複合体」を回避することができるのである。憲法9条がある限り、日本には、アメリカと異なる選択への道が残されているとも言える。

科学者にとってその道とは、防衛省から研究開発費を分配してもらわなくても、十分に研究ができる制度をつくることであろう。

税金でまかなう研究開発費は、すべからく文部科学省の管轄下に置かれるべきであり、費用の配分を決める権限は、民主的に選ばれた透明性のある学術会議に集中すべきである。そのためには、自然科学者だけではなく人文科学や社会科学に属する研究者も、一般の市民も、力を合わせなければならない。

科学者の決断を彼らの良心にのみ委ねてしまっただけではいけないのである。科学者が「ノー」というのを待つのではなく、彼らが「ノー」と言える環境を作ることによって、明らかに「軍産複合体」を志向している現時の日本の政府に対して、大きな「ノー」を突きつけるほかないのである。

## 注および引用文献

- 1) バリー・パーカー（藤原多伽夫訳）『戦争の物理学』（白揚社，2016），pp.337-375.
- 2) R.ディグラス（藤岡惇訳）『アメリカ経済と軍拡』（ミネルヴァ書房，1987），p.72.
- 3) 『世界史史料』11（岩波書店，2012），pp.112-113.
- 4) 南克己「アメリカ資本主義の歴史的段階」『土地制度史学』第47号（1970年4月），pp.1-30.
- 5) セイモア・メルマン（高木郁朗訳）『ペンタゴン・キャピタリズム』（朝日新聞社，1972）.
- 6) Ann Markusen, Scott Campbell, Peter Hall & Sabrina Deitrick, "The Rise of Gunbelt: The Military Remapping of Industrial America" (Oxford U.P., 1991).
- 7) Stuart W. Leslie, "The Cold War and American Science: The Military-Industrial-Academic

*Complex at MIT and Stanford* (Columbia U.P., 1993).

- 8) Office of Undersecretary of Defense, National Defense Budget Estimate for FY2014, pp.166-168.
- 9) 西川純子『アメリカ航空宇宙産業』（日本経済評論社，2008）， p.263.

# 終章 軍学共同反対の闘い方

—新潟大や海外事例から

赤井純治

## はじめに

安倍政権による軍国主義化ともいえる軍事力強化路線，その大学版ともいえるのが急進展する軍学共同である．これは科学者のあり方が真剣に問われる問題であり，大学独自の課題であり，強い関心もたれ，さまざまな雑誌で特集が組まれている<sup>1,2)</sup>．

## 新潟大学の「快挙」

2015 年から始まった「安全保障技術研究推進制度」で大学から 58 件の申請，うち 4 件が採択されるなか，新潟大学は，研究委員会で議論してきて 10 月，「軍事への寄与を目的とする研究を行わない」ことを決定，これを科学者行動指針に新たに書き込んだ．

行動指針は，「科学者は，その社会的使命に照らし，教育研究上有意義であつて，人類の福祉と文化の向上への貢献を目的とする研究を行うものとし，軍事への寄与を目的とする研究は，行わない」となった．

新潟大学の決定は，全国的に広く宣伝，拡散されるべきと，筆者の Facebook にニュースを載せると，シェアした件数が 175 件の多さになった．大学関係者というより一般市民社会で，この問題がいかに関心をもたれているか，心配しているか，これを新潟大の「快挙」として喝采しているか，といった感触が伝わってきた．

新潟大学でのこれまでの平和への取り組み，いわば今回の決定の前史は，以下のものであった．

- 1988 年：「新潟大学非核平和宣言制定」，1987 年 10 月から全教職員対象に署名を開始，教職員の過半数の 1600 余名の賛成をえて，1988 年 3 月に制定．
- これをうけ，平和講座の連続開催．大学と平和，湾岸戦争等々その時々の話題の連続講演会．これらの動きから，正規の講義を開講すべきとなり，
- 1994 年より正規の講義，「平和を考える」の開講：150 人クラス 1 クラス．  
ついで，1996 年 2 クラスへ，2001 年から 3 クラスへ．
- この講義の受講生から学生平和サークルが生まれ 2004 年から 10 年間続くなかで，さまざまな平和の活動にとりくんだ：最大 400 人の平和の講演会を開催，広島・長崎の原水爆禁止世界大会へ毎年学生を派遣（最大 5

名), 2010 年 NPT 再検討会へクラス代表派遣等もその一環として, 新潟大学非核平和宣言を再確認する“新潟大平和署名”を開始, 途中から職員組合, 科学者会議, 新潟大非核平和宣言制定委員会等も加わり, 署名推進委員会として, 2015 年に 1739 筆まで賛同署名を集める(その 8 割程度が学生・院生). 新潟大平和署名と次に述べる国際的な Civil Clauses 運動との協議があり, 「世界の大学での非核平和宣言」運動と新潟大の非核平和宣言の再確認署名が同等との認識に至って, 世界との連携ができています.

この新潟大平和署名 1739 名分は新潟大学長と研究担当理事宛に, 「今後とも軍事研究をしないよう」, また「今回軍事研究をしないことを決めた新潟大学を誇りに思う」との学生の声も書き添え, 新潟大へ提出した.

粘り強い平和への取り組みがいかに重要か, また, 選挙権が 18 歳に引き下げられるなかで, これからも大学での平和教育<sup>3)</sup>がいかに大きい意味をもつことを示している. これから, 継続的な軍学共同反対の闘いに取り組むのに, これまでの海外での軍学共同反対運動の経験が役立つことに気がついた.

以下にそれを簡単に紹介する. より詳細は, 関連文献を参照されたい<sup>3,4)</sup>.

## 海外の軍学共同反対運動の経験から

### 〈アメリカ〉

その資金データは広く公表されておらず, 全般的分析はなかなか難しいが, ニューメキシコ大の教員を取材した一例<sup>3)</sup>: 軍事研究に協力するときには, 教育のためということを掲げて軍学協同が展開していく. 1970 年代, 公的教育への支出を抑えるようになって, 54%にまで減少. 公的資金が足りない, 欠けた部分を補うのが公的—私的パートナーシップと呼ばれる手法. 公的大学の多くは, 私企業と軍事研究部門の共同実験開発部門をもつキャンパスに変わってしまった.

そこでは教授たちも軍事研究設備や私企業の設備を使い, 事実上雇われ人の身分になることもある. さらに, 教授は, その資金に対し求められる研究を院生らにやらせるという立場にもなっていく. 学生の中には, 卒業時にその企業に雇ってもらおうようになる.

### 〈イギリス〉

英国の軍学共同<sup>3)</sup>は多いところでは, 大学の予算のかなりを軍に依存. 2006

年までのデータで、プロジェクト数では1位がケンブリッジ大で283プロジェクト、4256万ポンド、第2位がラフバラー大、第3位はオックスフォード大と続く。例えば以下が指摘されている。

- 研究の中身が軍事科学的な内容になる。
- 公的資金が小さくなるのがきっかけで軍関係の予算が増えた。
- 大学は次第に熱心にこの種の資金を自ら探す姿勢に変わっていく。
- 反対運動の課題は、軍関連の資金を細大もらさず公開させること。この透明性、説明責任、民主主義という3点が基本。
- これらの事実を学生にアピールし考えさせ判断させること。
- 学内に倫理委員会をつくらせること。
- 他大学との連携が重要である。

## 〈ドイツ〉

40の大学が軍学共同研究をやっていることがわかっている<sup>4)</sup>。これは理工系だけでなく全学問分野にわたる。軍事研究では秘密が貫徹し、閉鎖的世界になっている。“Civil Clauses”の運動（大学の学則等に軍事禁止、民生平和のためと明記した“民生（平和）条項”を書きこむことを求める運動）がドイツでは活発である。ベルリン大学他21機関でCivil Clause条項を持つ。軍事研究とは、「汚いもの / 汚い言葉である」ということを社会的に定着させることが重要である。研究者たちは、多くの場合、それをさ

まざまな言い方で正当化、合理化するようにして、隠したがる。

ドイツでの運動では、大部分、学生ベースのとりくみが基本となっていた。わずか4人、あるいは6人でも運動が広がる。Civil Clauses違反もありうる。闘いつづけることである。

## おわりに

軍学共同反対の取り組みとは、軍需産業、死の商人が跋扈し支配する社会経済構造への転換を許すかどうかの闘いの一環である。軍学共同を突破口の一つとして狙われている今、その分岐点にあるといえる<sup>5)</sup>。ここで、日本の大学人の倫理性、見識がまず最大に問われる。まさに本業の学問をどう捉えるか、問われている。未来、科学を目指す子どもたちの前で胸をはって言えるものなのか、問いたい。

いまが、闘いの正念場である。戦前、日本の死の商人が戦争の中で肥え太っていった、その愚をくりかえしてはならない。そのためのインターネット署名も行っている（軍学共同反対で検索するとヒットする）。また、市民からも、学生や卒業生、保護者からも、大学への率直な声、心をこめた意見をよせるというのはどうだろうか。

軍事費に回す金を、大学予算や教育へ回せという運動、戦争法廃止を求める運動と一体の課題である。これら、オール日本の平和の声がどれだけ広く、大きく、深く響き合うかどうかに、すべてはかかっている。

## 引用文献

- 1) 特集「軍学共同の現在」『季論 21』（2015 年秋号）。
- 2) 特集「軍学共同と戦争する国づくり」『経済』（2016, 3 号）。
- 3) 赤井純治『地球を見つめる「平和学」—「石の科学」から見えるもの』（新日本出版社, 2014）。
- 4) 赤井純治「大学非核平和宣言と学生たち—米英独の軍学共同の現状とそれへの闘いの教訓にも学ぶ」『季論 21』第 30 号, pp.112-122 (2015)。
- 5) 赤井純治「急展開する軍学共同, それとの闘い」『経済』（2016 年 3 月号) pp. 35-45。

## 【著者のプロフィール】

池内 了

1944 年生れ。京都大学大学院理学研究科修了。博士（理学）。名古屋大学及び総合研究大学院大学名誉教授。専門：宇宙物理学，科学・技術・社会論。著書：『科学者と戦争』（岩波新書、2016）ほか。

河村 豊

1956 年生まれ。所属：東京工業高等専門学校一般教育科教授。専門：科学史。論文：「旧日本海軍における科学技術動員の特徴」『科学史研究』No.214, 8898, 2000 年。

遠藤基郎

1963 年生まれ。東北大学大学院文学研究科修了。博士（文学）。所属：東京大学史料編纂所。専門：日本史学。著書『中世王権と王朝儀礼』（東京大学出版会，2008）ほか。

豊島耕一

1947 年生まれ。九州大学大学院理学研究科修了。理学博士。佐賀大学名誉教授。佐賀大学大学院非常勤講師。専門：原子核物理学。著書：共著『原発事故緊急対策マニュアル』（合同出版，2011）ほか。

西川純子

獨協大学名誉教授，アメリカ経済史専攻，著書：『アメリカ企業金融の研究』（東京大学出版会，1980），『冷戦後のアメリカ軍需産業』（編著，日本経済評論社，1997），『アメリカ航空宇宙産業』（日本経済評論社，2008）ほか。

赤井純治

1947 年生まれ。京都大学理学部卒。理学博士。新潟大学名誉教授。専門：鉱物学 地球科学。著書：地球を見つめる『平和学』（新日本出版 2013），地球の謎を追って（大月書店、編著 2008）、鉱物の科学（東海大出版会 1995 編著）ほか。

2016 年 11 月 25 日

日本科学者会議 JSA e マガジン編集委員会  
The Japan Scientists' Association (JSA)